

---

OTC Clear - 日本の金融機関を対象とする業務方法書

---

## 目次

パート A : 一般規定 .....	1
1 目的 .....	1
2 定義及び解釈 .....	1
3 責任及び第三者の権利 .....	17
4 準拠法 .....	18
パート B : 清算参加者資格・清算対象取引に関する事項 .....	18
5 清算参加者 .....	18
6 クライアント・クリアリング .....	20
7 清算対象の店頭デリバティブ契約の種類 .....	21
8 特定の商品に係る清算の停止 .....	21
パート C : クリアリング・オペレーション .....	22
9 クリアリング・オペレーション .....	22
10 分別管理モデル .....	24
10A スポンサー・セトルメント・メンバー .....	25
11 ポジション口座及び担保口座 .....	26
12 顧客口座の分別管理 .....	27
13 平時の移管 .....	27
13A 顧客口座と自己口座との間の清算約定の移転 .....	28
14 ネッティング及び決済 .....	29
パート D : リスク管理 .....	33
15 証拠金 .....	33
16 担保 .....	33
17 ポジション制限 .....	34
パート E : 清算参加者のデフォルト .....	35
18 清算参加者のデフォルト .....	35
19 デフォルト管理プロセス .....	37
20 デフォルト時の移管 .....	40
21 ヘッジ .....	42

22	入札.....	42
23	クライアント・エンタイトルメント.....	44
パートF: 雜則.....	44	
24	不可抗力事由及び違法事由.....	44
25	瑕疵内包約定.....	45
26	清算規則に対する変更.....	46
27	本書に対する変更.....	46

## パート A : 一般規定

### 1 目的

本書は、OTC Clear が金融商品債務引受業及びこれに附帯する業務を行なうために必要な事項を定めることを目的とする。OTC Clear は、清算規則、清算規則の取扱い及び OTC Clear が隨時交付する清算通知（それぞれ隨時修正される。）の条項に従って、その清算参加者に対して清算サービスを提供し、本書は、清算参加者を介して間接的に OTC Clear の清算サービスを利用する金融商品取引業者又は登録金融機関（以下「日本の金融機関」という。）に関連する清算規則の特定の規定を要約するものである。本書は、OTC Clear の行う清算業務に適用される。

本書は、清算規則、清算規則の取扱い及び OTC Clear が隨時交付する清算通知（それぞれ隨時修正される。）に基づくものであり、香港証券取引所ウェブサイト上に公表される最新版の清算規則、清算規則の取扱い及び清算通知の全文に従い、これらを参照することを条件とする。日本の金融機関は、清算参加者から提供されるクライアント・クリアリングサービスの条件については各清算参加者に照会し、自らの判断で当該サービスを利用する。

OTC Clear の清算サービスを利用するため、日本の金融機関は、OTC Clear によりクライアント・クリアリングサービスの提供を承認された清算参加者の顧客になる必要がある。クライアント・クリアリングサービスの提供を承認された清算参加者は、香港証券取引所ウェブサイト上に隨時公表される。

### 2 定義及び解釈

本書において用いられる用語及び表現は、清算規則<sup>1</sup>から抜粋されたものであり、以下に記載される。括弧書きにおいて英語による定義が付されている用語は清算規則において定められる定義の意味を有するものとする。本書及び清算規則は、清算規則<sup>2</sup>に定める規定に従って解釈されるものとする。金融商品取引法において使用される用語は、本書に別段の定めが無い限り、同法において使用される用語の例による。

移管顧客 (Porting Client)	移管が適切に実行された顧客をいう <sup>3</sup> 。
移管指図 (Porting Instruction)	顧客、当初清算参加者及び当該顧客が指名した代替清算参加者が行う、OTC Clear が隨時要求する様式に基づく OTC Clear への指図を行い、当該顧客に関連する顧客ポジション口座に関する当初清算参加者の名義で登録された全ての事由発生約定を終了し、当初清算参加者に関するデフォルト事由が発生した場合に代替清算参加者と同一の契約を再構築することに対する、全当事者の同意が証される。
一般損失 (General Losses)	特定の入札ポートフォリオ又は清算約定終了時損失に分類されない、デフォルト管理プロセス開始事由の結果として OTC Clear が被るその他の一般的な損失をいう <sup>4</sup> 。
違法事由 (Illegality)	OTC Clear 又は清算参加者において、①清算約定に関する支払若しくは引渡しを行なう、②支払若しくは引渡しを受ける、又は③清算関連文書若しくは清算約定条件のその他の重要な規定に従う義務（条件付

	<p>きかどうかわからない。) を履行することが、以下の事由に起因して違法となることをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該清算約定を登録した日以降の適用法令の成立又は変更</li> <li>(2) 当該清算約定を登録した日以降に適用法令の裁判管轄における裁判所、法廷又は規制当局 (Regulatory Authority、以下同じ。) による解釈の公布又は変更</li> </ol>
営業時間終了時決済プロセス (End-of-Day Settlement Process)	各 OTC Clear 清算日において、清算規則の取扱いで指定された時間に始まる、OTC Clear による営業時間終了時の評価及び決済のプロセスをいう <sup>5</sup> 。
大口決済 (Bulk Settlement Run)	HKICL が提供する RTGS システムと連携した資金決済サービスであり、大口の決済について PVP による銀行間の口座振替が行われるものを行う <sup>6</sup> 。
大口決済プロセス (Bulk Settlement Run process)	当該支払期日における、同一の通貨ペア (スワップ及び FX) (Currency Pair (swap and FX)、以下同じ。) に係る大口決済を処理するプロセスをいう <sup>7</sup> 。
瑕疵内包約定 (Error Contract)	登録の申込みを行った後に OTC Clear が不適格であると決定した原取引に対応する清算約定をいう <sup>8</sup> 。
関係会社 (Affiliates)	特定の対象者 (Person、以下同じ。) に関して、その対象者を支配する主体、その対象者に支配されている主体、その対象者と共通の支配下にある主体をいう。ここで「支配」 (Control) とは清算規則に定める意味を有する。
緊急時クローズアウト (Emergency Close-Out)	<p>不可抗力事由又は違法事由に対応し、安定した経営を維持するために OTC Clear によって決定される以下の手続をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存の清算約定と同一条件の清算約定が、以下の規定に従つて、OTC Clear によって清算規則<sup>9</sup>に基づき構築されること。ただし、それぞれの場合、OTC Clear が合理的な方法で決定する価格及び条件によるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 金利デリバティブ契約 (Rates Derivatives Contract、以下同じ。) に関しては、清算参加者が当該金利デリバティブ契約において変動金利支払人である場合には、当該清算参加者は新しい金利デリバティブ契約においては固定金利支払人になるものとする (逆もまた同様。)。</li> <li>(b) 金利デリバティブ契約に関しては、清算参加者が当該金利デリバティブ契約において変動金利支払人 I である場合には、当該清算参加者は新しい金利デリバティブ契約においては変動金利支払人 II になるものとする (逆もまた同様。)。</li> <li>(c) ノンデリバラブル為替デリバティブ契約 (Non Deliverable FX Derivatives Contract、以下同じ。) に関しては、清算参加者が当該ノンデリバラブル為替デリバティブ契約において参照通貨の買い手である場合には、当該清算参加者は新しいノンデリバラブル為替デリバティブ契約において</li> </ul> </li> </ol>

	<p>では参考通貨の売り手になるものとする（逆もまた同様。）。</p> <p>(d) デリバラブル為替デリバティブ契約 (Deliverable FX Derivatives Contract、以下同じ。) に関しては、清算参加者が当該デリバラブル為替デリバティブ契約において元本金額の支払人である場合には、当該清算参加者は新しいデリバラブル為替デリバティブ契約においては当該元本金額の受取人になるものとする（逆もまた同様。）。</p> <p>(2) 清算約定が関連の清算参加者から別の清算参加者に対して、OTC Clear と当該清算参加者との間の契約に基づいて、指定された早期終了日に合理的な方法でノベートされること。</p> <p>(3) 指定された早期終了日に OTC Clear が合理的な方法で決定する価格及び条件に基づいて、清算約定が終了すること。</p>
金融商品取引法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含む。）をいう。
金融庁	日本の金融庁をいう。
金利及び為替拠出金 (Rates and FX Contribution)	各清算参加者に関して、清算規則に基づき当該清算参加者が金利及び為替補償基金への拠出として又は金利及び為替特別清算料として提供した担保をいう <sup>10</sup> 。
金利及び為替拠出金残高 (Rates and FX Contribution Balance)	各清算参加者に関して、清算規則に基づく充当の対象となる、金利及び為替拠出金の価値の合計をいう <sup>11</sup> 。
金利及び為替清算サービス (Rates and FX Clearing Services)	金利デリバティブ清算サービス (Rates Derivatives Clearing Services) 及び為替デリバティブ清算サービス (FX Derivatives Clearing Services) を総称している。
金利及び為替清算システム (Rates and FX Clearing System)	OTC Clear が管理し、金利及び為替清算サービスに対する技術的なアクセスを清算参加者に提供する IT システムをいう。
金利及び為替損失 (Rates and FX Loss)	破綻清算参加者に関するデフォルト管理プロセス開始事由の発生の結果として OTC Clear が被る損失の合計（デフォルト管理プロセス開始事由の結果として構築された各入札ポートフォリオに関する全ての入札損失、当該デフォルト管理プロセス開始事由の発生の結果として OTC Clear が被る特定の入札ポートフォリオに帰属しないその他の一般損失及び当該破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき未払金額（疑義を避けるために付言すると、移管顧客に関する清算約定に関する損失を除く。）を含む。）をいう <sup>12</sup> 。
金利及び為替特別清算料 (Rates and FX Assessments)	清算規則の取扱いに従って OTC Clear が決定する金額をいう <sup>13</sup> 。

金利及び為替補償基金 (Rates and FX Guarantee Fund)	各時点における、清算参加者基金拠出額の合計をいう。金利及び為替補償基金の規模は、極端だが実現可能性のある市場環境における清算参加者及びその関係会社並びにエクスポージャーが最大の顧客の無担保のエクスポージャーをカバーする目的で決定され、清算規則の定めに従い隨時変更される。
金利及び為替補償資源 (Rates and FX Guarantee Resources)	金利及び為替補償基金、金利及び為替特別清算料及びOTC Clear 拠出金（即ち、OTC Clear 第一次拠出金とOTC Clear 第二次拠出金の合計）の合計をいう。
クライアント・エンタイトルメント (Client Entitlement)	<p>破綻清算参加者の顧客ポジション口座が清算される際に、OTC Clear に対して一定額を請求する顧客の権利をいい、以下のように分類される。</p> <p>(1) 破綻清算参加者の非移管顧客に関しては、顧客担保口座の担保及びOTC Clear が当該非移管顧客に関連する事由発生約定に関して当該破綻清算参加者に対して支払うべきネットの金額 (OTC Clear が清算規則<sup>14</sup>に従い決定する。) を受け取る権利</p> <p>(2) 破綻清算参加者の移管顧客に関しては、OTC Clear が当該移管顧客に関連する清算約定に関して当該破綻清算参加者に対して支払うべきネットの金額 (OTC Clear が清算規則<sup>15</sup>に従い決定する。) を受け取る権利</p>
クライアント・クリアリングカテゴリー (Client Clearing Category)	清算参加者がその顧客に対してクライアント・クリアリングサービスを提供する分別管理モデルをいう <sup>16</sup> 。
クライアント・クリアリングカテゴリー1 口座 (Client Clearing Category 1 Accounts)	各クライアント・クリアリングカテゴリー1 顧客に関して、当該顧客に関連するクライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座及びクライアント・クリアリングカテゴリー1 担保口座をいう。
クライアント・クリアリングカテゴリー1 顧客 (Client Clearing Category 1 Client)	清算参加者が、クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座を通じて個別の顧客の分別管理ごとにクライアント・クリアリングサービスを提供する顧客をいう。
クライアント・クリアリングカテゴリー1 担保口座 (Client Clearing Category 1 Collateral Account)	単一の顧客にクライアント・クリアリングサービスを提供する目的で清算参加者の名義で開設されたクライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座に関して、OTC Clear が清算規則に従い当該クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座に割り当てた担保の種類及び金額をOTC Clear の帳簿等に記録する目的で開設された口座をいう。

クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座 (Client Clearing Category 1 Position Account)	単一の顧客に対してのみ提供されるクライアント・クリアリングサービスに関する清算約定を登録するために、清算参加者が OTC Clear に開設した口座をいう <sup>17</sup> 。
クライアント・クリアリングカテゴリー2 口座 (Client Clearing Category 2 Accounts)	各クライアント・クリアリングカテゴリー2 顧客に関して、当該顧客に関するクライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座及びクライアント・クリアリングカテゴリー2 担保口座をいう。
クライアント・クリアリングカテゴリー2 顧客 (Client Clearing Category 2 Client)	清算参加者が、クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座を通じて包括的にクライアント・クリアリングサービスを提供する顧客をいう。
クライアント・クリアリングカテゴリー2 担保口座 (Client Clearing Category 2 Collateral Account)	一又は複数の顧客にクライアント・クリアリングサービスを提供する目的で清算参加者の名義で開設されたクライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座に関して、OTC Clear が清算規則に従い当該クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座に割り当てた担保の種類及び金額を OTC Clear の帳簿等に記録する目的で開設された、一又は複数の顧客が包括的にネット・ベースで共有する口座をいう。
クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座 (Client Clearing Category 2 Position Account)	同一の口座を包括的なネット・ベースで共有する一又は複数の顧客に関する清算約定を登録するために、清算参加者が OTC Clear に開設した口座をいう <sup>18</sup> 。同口座において、当該顧客に関する清算約定はグローバル・ベースで登録又は記録され、クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座全体における清算約定に関する証拠金はネット・ベースで算出される。
クライアント・クリアリング契約 (Client Clearing Agreement)	クライアント・クリアリングサービスの提供に関する、清算参加者と顧客との間の契約をいい、クライアント・クリアリングサービスを提供する条件や清算規則に定める条件を定める必要がある <sup>19</sup> 。
クライアント・クリアリングサービス (Client Clearing Services)	顧客が OTC Clear の金利及び為替清算サービスの提供を受ける際に利用するサービスであり、OTC Clear から承認された清算参加者により提供される。
原取引 (Original Transaction)	清算参加者間、清算参加者と顧客との間、顧客間で当初締結され、清算規則に従い OTC Clear における登録のために申込みが行われた、金利デリバティブ (Rates Derivatives、以下同じ。) 又は為替デリバティブ (FX Derivatives、以下同じ。) に関する取引をいう。
顧客 (Client)	清算参加者がそのクライアント・クリアリングサービスを提供する対象者をいう。

顧客口座 (Client Account)	顧客ポジション口座又は顧客担保口座をいう。
顧客担保口座 (Client Collateral Account)	クライアント・クリアリングカテゴリー1 担保口座及びクライアント・クリアリングカテゴリー2 担保口座をいう。
顧客入札ポートフォリオ (Client Auction Portfolio)	非移管顧客に関する破綻清算参加者の顧客ポジション口座に登録された清算約定に関する入札ポートフォリオをいう <sup>20</sup> 。
顧客ポジション口座 (Client Position Account)	クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座及びクライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座をいう。
最低資本要件 (Minimum Capital Requirement)	清算参加者が清算規則に従って最低限維持すべき資本をいい、各組織の種類ごとに清算規則で定められる金額をいう <sup>21</sup> 。
自己口座 (House Account)	自己ポジション口座又は自己担保口座をいう。
自己担保口座 (House Collateral Account)	清算参加者の名義で開設された自己ポジション口座に関して、OTC Clear が清算規則に従い当該自己ポジション口座に割り当てた担保の種類及び金額を OTC Clear の帳簿等に記録する目的で開設された口座をいう。
自己入札ポートフォリオ (House Auction Portfolio)	破綻清算参加者の自己ポジション口座に登録される清算約定に関する入札ポートフォリオをいう <sup>22</sup> 。
自己ポジション口座 (House Position Account)	当該清算参加者自身の口座に関する清算約定を登録するために、清算参加者が OTC Clear において開設する口座をいう <sup>23</sup> 。
自己余剰額 (House Credit)	OTC Clear が破綻清算参加者に支払うべき、又は破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき単一のネットの合計額を算出する目的において、自己ポジション口座に含まれる取引価値の合計を自己担保口座に記録された全ての担保の価値（当該担保の処分代金を含む。）と相殺した結果が正の数字である場合の当該数字をいう <sup>24</sup> 。
自動的早期終了事由 (Automatic Early Termination Event)	全ての清算約定の早期終了日を生じさせる、清算参加者に関する倒産事由の定義における(1)、(3)、(4)、(5)、(6)又はこれに類似する限りにおいて(8)に記載の事由の発生をいう <sup>25</sup> 。
資本 (Capital)	清算規則で定める自己資本 (Tier 1 資本) をいい、株式及び内部留保を含む。各組織の種類ごとに定められる資本の詳細は清算規則 <sup>26</sup> において規定される。
資本規制要件 (Regulatory Capital Requirement)	ある組織が適用法令の下で遵守を求められる自己資本、支払能力、流動性又は類似の財務要件に関する規制をいう <sup>27</sup> 。

事由発生約定 (Affected Contract)	クライアント・クリアリングサービスに関連して破綻清算参加者の名義で登録される清算約定をいう。
証拠金 (Margin)	清算規則に基づき OTC Clear が要求する当初証拠金（日中当初証拠金を含む。）、追加証拠金及び変動証拠金（日中変動証拠金を含む。）をいう。
証拠金残高 (Margin Balance)	清算参加者及びポジション口座に関して、当該清算参加者が当初証拠金、追加証拠金、特別日中変動証拠金及び定期日中変動証拠金に関して提供した（再提供を要求されない。）担保の合計価値（清算規則の取扱い <sup>28</sup> に従い決定され、超過証拠金を含む。）をいい、それぞれの場合、対応する担保口座に記録され、清算規則従って使用される場合がある <sup>29</sup> 。
承認取引登録システム (Approved Trade Registration System)	原取引の清算の申込みが行われる店頭デリバティブ取引のマッチング及びコンファームーションのサービスであって、Approved Trade Registration System を意味する <sup>30</sup> 。
申請者 (Applicant)	清算参加者としての承認を求める法人をいう。
スポンサー・セトルメント・メンバー (Sponsored Settlement Member or SSM)	清算参加者のスポンサー・セトルメント・メンバーになることについて OTC Clear から承認を受け、かつ清算規則に従ってスポンサー・セトルメント・メンバーであることが終了していないクライアント・クリアリングカテゴリー1顧客をいう <sup>31</sup> 。
清算関連文書 (Clearing Documentation)	会員契約、清算規則（清算規則の取扱い及びその全ての付属書、添付資料、別添、補遺及び付録並びにそこにおいて参照により組み込まれた文書（もしあれば）を含む。）、清算通知及び担保証書をいい、それぞれ隨時修正される。
清算規則 (Clearing Rules)	金利及び為替清算サービスに関する OTC Clear の最新の規則をいい、清算規則の取扱いを含むものとする。
清算規則の取扱い (Clearing Procedures)	OTC Clear がその都度規定する有効な実務、手続及び運用に関する定めをいい、清算規則の一部を構成し、清算規則を補完する。
清算参加者 (Clearing Member)	清算規則 <sup>32</sup> に従って為替デリバティブ又は金利デリバティブを清算する会員として認められ、清算参加者資格の失効日が発生していない法人をいい、「清算参加者資格」はこの文脈で解釈されるものとする。
清算参加者基金拠出額 (CM Funded Contribution Amount)	各清算参加者に関して、清算規則の取扱い <sup>33</sup> に従って当該清算参加者について決定された拠出すべき金額をいい、最低拠出額は清算規則で規定される。各清算参加者に関する清算参加者基金拠出額は、当該特定の清算参加者の無担保のエクスポートジャーナーと他の清算参加者の無担保のエクスポートジャーナーとの比較に基づく。

清算参加者基金未拠出額 (CM Unfunded Contribution Amount)	各清算参加者に関して、金利及び為替特別清算料を比例配分した金額をいう。任意の OTC Clear 清算日において、各清算参加者の清算参加者基金未拠出額の上限は清算規則 <sup>34</sup> に基づき算出される。
清算参加者資格 (Membership)	清算参加者の定義に定める意味を有する。
清算参加者資格契約 (Membership Agreement)	清算参加者と OTC Clear との間の、当該清算参加者の OTC Clear における清算参加者資格の条件を規定した所定の書式の契約をいう。
清算通知 (Clearing Notice)	OTC Clear が清算規則に基づき交付する通知、公表資料、回覧、ガイダンス又は実務指針をいい、清算規則の解釈、適用又は実行若しくは OTC Clear の業務又はファシリティに関する清算通知と明記される。
清算約定 (Contract)	清算規則に従い生じる OTC Clear と清算参加者との間の契約をいい、その諸条件は関連する清算約定条件とする。
清算約定 (顧客勘定) (Client Business)	清算参加者の顧客ポジション口座に登録される清算約定をいう <sup>35</sup> 。
清算約定 (自己勘定) (House Business)	清算参加者の自己ポジション口座に登録される清算約定をいう。
清算約定終了時損失 (Contract Termination Losses)	破綻清算参加者に関するデフォルト管理プロセス開始事由の結果として構築された入札ポートフォリオに関して、(i)清算約定終了事由の結果として OTC Clear が非破綻清算参加者に支払うべき清算約定終了時ネット支払額、(ii)当該入札ポートフォリオを構成する入札不履行ポジションに関する未決済変動証拠金金額（当該未決済変動証拠金金額が破綻清算参加者から OTC Clear に支払われるべき範囲に限る。）及び(iii)当該入札不履行ポジションに帰属するヘッジ損失の合計をいう（二重計算しないものとする。）。
清算約定終了時ネット支払額 (Contract Termination Net Payment)	OTC Clear と非破綻清算参加者との間の全ての特定清算約定に関して支払われるべきネットの合計額をいい、関連する最終決済サイクル決定定期日 (Final Settlement Cycle Determination Date、以下同じ。) の直前の最終の営業時間終了時決済プロセスと、最終決済サイクル決定定期日において指定される日時（それぞれ OTC Clear が清算規則及び清算規則の取扱いに従って決定する。）との間における各特定清算約定のネットの現在価値の変化と等しい <sup>36</sup> 。
清算約定終了事由 (Contract Termination Event)	OTC Clear が清算規則に基づき終了されると決定する特定清算約定に関する終了事由をいう <sup>37</sup> 。
清算約定条件 (Contract Terms)	OTC Clear が清算サービスを提供する、金利スワップ、ノンデリバラブル金利スワップ、ノンデリバラブルフォワード若しくはデリバラブルフォワード、デリバラブル通貨スワップ、クロスカレンシー・スワ

	<p>ツプその他店頭デリバティブ市場で行われる取引に係る条件であり、その詳細は清算規則に規定される。</p> <p>ISDA 定義集 (ISDA Definitions、以下同じ。) (既発行の ISDA 定義集の追加規定であって OTC Clear から清算通知により随時通知されるものを含む。) は、これが参照されることで商品固有の契約条件に組み込まれる。特段の定めがある場合を除き、商品固有の条件で使用される用語であって清算関連文書において定義されていない用語は、ISDA 定義集において定められた意味を有する。</p>
早期終了日 (Early Termination Date)	清算参加者の名義で登録された清算約定に関して、清算規則 <sup>38</sup> に従つて当該清算約定についての早期終了日と決定された日をいう。清算約定は、関連する早期終了日付で終了又はノベートされるものとする。
対応顧客取引 (Corresponding Client Transaction)	清算参加者がその顧客のために清算する清算約定と経済条件が対応する、清算参加者と顧客との間の取引をいう。
代替清算参加者 (Replacement Clearing Member)	クライアント・クリアリングサービスに関連して、顧客によって選任され OTC Clear に通知される、当該顧客の当初清算参加者に関するデフォルト事由の発生時に当初清算参加者を代替する清算参加者として行為する清算参加者をいう。
担保 (Collateral)	OTC Clear が(1)証拠金又は(2)金利及び為替拠出金として指定する、金銭、有価証券その他の資産をいい、その形態も OTC Clear が定めるものとする。
担保口座 (Collateral Account)	各清算参加者がそのポジション口座に関する証拠金の必要額を充足するために提供する担保の種類と金額を特定する目的で、OTC Clear の帳簿に開設された口座をいう <sup>39</sup> 。
担保証書 (Deed of Charge)	現金以外の担保に関する、清算参加者と OTC Clear との間の担保証書をいう。
担保譲渡証書 (Security Assignment Deed)	清算参加者が顧客に対して、清算参加者が当該顧客のために指定した顧客ポジション口座に記帳された清算約定に係る（現在及び将来の）権利、権原及び利益並びに対応する顧客担保口座に記録されている担保を、関連するクライアント・クリアリング契約に基づいて当該顧客が受け取るべき金額に対する担保として、付与し、譲渡し及び完全な譲渡に合意する、担保譲渡証書又は類似の文書をいう。
担保ヘアカット (Collateral Haircut)	清算参加者が担保として提供した資産に関して OTC Clear が定める評価の割引又はヘアカットをいう <sup>40</sup> 。
懲戒委員会 (Disciplinary Committee)	OTC Clear の懲戒委員会又は OTC Clear 取締役会が懲戒事案について裁判を下す権限を随時委譲するその他の委員会をいう。
超過証拠金 (Excess Margin)	清算参加者及びそのいずれかのポジション口座に関連して、証拠金残高が、それぞれ関連のポジション口座に適用される、定期日中変動証拠金コール及び特別日中変動証拠金コールに関する当初証拠金必要

	額、追加証拠金必要額及び変動証拠金必要額の合計を上回る金額（ただし、営業時間終了時変動証拠金に関する必要額を除く。）をいう。
追加証拠金 (Additional Margin)	OTC Clear が求める追加の証拠金をいう <sup>41</sup> 。清算参加者がそのポジション口座に関して提供する追加証拠金は、当該ポジション口座に関連する担保口座に記録される。
定期日中変動証拠金 (Routine Intra-day Variation Margin)	清算参加者に関して、当該清算参加者が定期日中変動証拠金コールに応じる目的で OTC Clear に提供する担保をいう。
定期日中変動証拠金コール (Routine Intra-day VM Call)	清算規則の取扱いに定める定期日中変動証拠金コールをいう <sup>42</sup> 。
適格性要件 (Eligibility Requirements)	OTC Clear における登録のために申込みが行われた原取引に関して、清算規則の取扱いに定める当該原取引に適用される適格性要件をいう <sup>43</sup> 。
適格通貨 (Eligible Currency)	清算規則で指定される通貨をいう。適格通貨の一覧は、OTC Clear によって隨時修正又は更新されることがある。
適用法令 (Applicable Laws)	適用される国、連邦、超国家、州、地方、省、地域その他の法令、法律、条令、規制、規則、規約、ガイダンス、指令、公開された慣行又は利権、政府当局 (Governmental Authority、以下同じ。) の判断又は決定をいい、疑義を避けるために付言すると、SFO の全ての規定を含む。
デフォルト管理グループ (Default Management Group)	清算規則に従い OTC Clear が設立するデフォルト管理グループをいう <sup>44</sup> 。
デフォルト管理プロセス (Default Management Process)	デフォルト管理プロセス開始事由の発生に伴い、OTC Clear がデフォルト管理グループと協議の上、かつその支援を受けて実行する、事由発生約定の移管を実施するプロセス、デフォルト管理プロセス開始事由に関連するリスクの軽減措置を実行するプロセス及び入札手続を完了するプロセスをいう <sup>45</sup> 。
デフォルト管理プロセス開始事由 (DMP Event)	OTC Clear によるデフォルト管理プロセスの開始の契機となる事由（一又は複数の清算参加者に関するデフォルト事由の宣言、一又は複数の清算参加者に関する不可抗力事由又は違法事由の発生又は OTC Clear が当該清算参加者を破綻清算参加者と宣言する契機となる清算参加者資格の終了若しくは返上を含む。）をいう <sup>46</sup> 。
デフォルト事由 (Event of Default)	清算参加者が清算関連文書又は自らが当事者である一又は複数の清算約定に関する義務を履行できない、できないように思われる、又はできなくなる可能性が高いと OTC Clear が判断するに至る事由又は状況をいう <sup>47</sup> 。
倒産事由 (Insolvency Proceedings)	当事者に以下の事由が発生した場合をいう。 (1) 解散した場合（新設合併、合併又は吸収合併に伴う場合を除く。）

	<p>(2) 債務超過の場合、債務の支払が実行不可能となった場合、期限の到来した債務を支払うことができた場合、又は司法上、監督上、行政上の手続若しくは書類提出において書面にて一般的に支払不能であることを認めた場合</p> <p>(3) 債権者に対して、又は債権者の利益のために包括的な譲渡、任意整理又は債務免除を行なった場合</p> <p>(4) 支払不能、破産に関する法律又は債権者の権利に影響を及ぼすその他の同様の法律に基づき、支払不能、破産その他救済の決定を求める手続の開始を申し立てた場合、或いは解散若しくは清算の申立てを受けた場合であって、かつ、申立てを受けた場合においては当該申立てが (a) 支払不能又は破産の裁判、救済命令或いは解散、清算命令に至った場合、又は (b) その申立てがなされてから清算規則が定める期間内に棄却、却下、取消、執行停止若しくは差止がなされなかった場合</p> <p>(5) 解散、公的な管理又は清算の決議があった場合（新設合併、合併又は吸収合併に伴う場合を除く。）</p> <p>(6) 管理人、仮清算人、保全人、財産保全管理人、管財人、財産管理人その他当事者又はその資産の全部若しくは実質的に全部を管理する類似の官吏の選任を申し立てた場合、又は当該選任が行なわれた場合</p> <p>(7) 担保権者がその資産の全部若しくは事実上全部を占有した場合、又は資産の全部若しくは事実上全部に関して強制履行、強制執行、差押、強制管理又はその他の法的手続が行なわれ、当該担保権者が資産の占有を継続した場合、又は当該手続に対してその後（清算規則が定める）一定の期間内に棄却、却下、取消、執行停止若しくは差止がなされなかった場合</p> <p>(8) 適用法令の下で、上記(1)から(7)の所定の事由と同様の効果を有する事由が発生した場合、又はそのような事由の対象となった場合</p>
当初証拠金 (Initial Margin)	各清算参加者及びポジション口座に関して、当該ポジション口座に関する OTC Clear の将来的に発生する潜在的なエクスポージャーをカバーするために必要な金額をいい、清算規則の取扱いに従って算出される <sup>48</sup> 。
特定清算約定 (Identified Contract)	清算規則に基づき終了することを OTC Clear が決定した清算約定をいう <sup>49</sup> 。
特別日中変動証拠金 (Ad Hoc Intra-day Variation Margin)	清算参加者に関する、当該清算参加者が特別日中変動証拠金コールに応じる目的で OTC Clear に提供する担保をいう。
特別日中変動証拠金コール (Ad Hoc Intra-day VM Call)	市場環境に応じて OTC Clear が必要と判断する特別日中変動証拠金コールをいう <sup>50</sup> 。

特別破綻口座 (Special Default Account)	自動的早期終了事由の発生又はデフォルト通知の交付の直前に破綻清算参加者の名義で登録された清算約定のポートフォリオと経済条件が同一である仮想取引のポートフォリオを登録する目的における、OTC Clear の口座をいう。ただし、清算規則に従い移管が完了した当該破綻清算参加者の名義で登録された事由発生約定を除く。すなわち、複数の清算参加者に関してデフォルト管理プロセス開始事由が発生し、関連のデフォルト管理プロセスが継続している場合には、関連の破綻清算参加者ごとに1つの仮想ポートフォリオが特別破綻口座について設定される <sup>51</sup> 。
取引条件 (Economic Terms)	対応する原取引に関連する取引データに基づく、清算約定の条件をいう。
日本の金融機関	OTC Clear の清算参加者を介した OTC Clear の清算サービスを利用する金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。
入札 (Auction)	清算規則に従い運用される入札のプロセスをいう <sup>52</sup> 。
入札受取金 (Auction Receivable)	関連する入札約定を当該落札者に登録することを完了するために、当該落札者が OTC Clear から受け取るべき金額をいい、(i)落札者の応札によって当該入札約定に帰属する価値と、(ii)清算規則の取扱い <sup>53</sup> に基づいて OTC Clear が関連の入札の日時点で決定する当該入札約定に関するネットの現在価値との差の絶対値と等しい金額とする。
入札支払額 (Auction Payment)	関連の入札約定の落札者に対する登録に際して、当該落札者が OTC Clear に支払うべき金額をいい、(i)落札者の応札によって当該入札約定に帰属する価値と、(ii)清算規則の取扱い <sup>54</sup> に基づいて OTC Clear が関連の入札の日時点で決定する当該入札約定に関するネットの現在価値の差との絶対値と等しい金額とする。
入札損失 (Auction Losses)	破綻清算参加者に関するデフォルト管理プロセス開始事由の結果として構築された入札ポートフォリオに関して、当該入札ポートフォリオに帰属する当該デフォルト管理プロセス開始事由の結果として OTC Clear が被る損失 ((i) OTC Clear が落札者に支払うべき入札受取金、(ii)当該入札ポートフォリオを構成する入札約定に関する未決済変動証拠金金額 (当該未決済変動証拠金金額が破綻清算参加者から OTC Clear に支払われるべき範囲に限る。) 又は(iii)当該入札ポートフォリオに関連するヘッジコストを含むがこれらに限らず、二重計算しないものとする。) をいう。
入札不履行ポジション (Auction Failed Position)	落札価格提示の対象ではない入札ポートフォリオに含まれる各入札ポジションで、清算規則に従って当該入札ポートフォリオに含まれる入札ポジションを対象とする追加の入札を OTC Clear が決定する合理的な時間内に行ったとしても不成立に終わると OTC Clear が合理的に考えるものをいう <sup>55</sup> 。
入札ブック (Auction Book)	破綻清算参加者に関して、隨時、当該時点における当該破綻清算参加者に関連する全ての入札ポジションをいい、清算規則に従う入札の完了に伴い落札者に対して登録された入札約定に関連する入札ポジションを除く <sup>56</sup> 。

入札ポートフォリオ (Auction Portfolio)	入札ブックにおける入札ポジションのポートフォリオをいう。
入札ポジション (Auction Position)	破綻清算参加者に関して、(1)当該破綻清算参加者に関する特別破綻口座に基づいて構築された仮想ポートフォリオを構成する各仮想取引及び(2)当該破綻清算参加者に関するデフォルト管理プロセス開始事由の発生の結果として締結されたヘッジ取引をいう。
入札約定 (Auction Contract)	OTC Clear が落札者と締結する各清算約定をいい、当該落札者が入札の完了に伴い落札した入札ポジションと同一の経済条件をもつものとする。
任意的資金提供金額 (Voluntary Recap Amount)	デフォルト管理プロセスのいずれかの段階において、デフォルト管理プロセス開始事由に起因する金利及び為替損失が、当該デフォルト管理プロセス開始事由に関する OTC Clear が利用できる財源の総額を上回ると OTC Clear が決定した場合において、OTC Clear からの書面による通知に基づき、非破綻清算参加者が任意で提供することのできる資金の支払をいう（ただし、資金提供の義務はない。） <sup>57</sup> 。
認可機関 (Authorized Institution)	銀行条例 <sup>58</sup> に基づき預金受入れ業務の遂行を認可され、HKMA の監督下にある銀行、限定免許銀行及び預金取扱企業をいい、同条例に従い隨時変更される。
認可企業 (Licensed Corporation)	SFO に基づく規制業務の遂行を認可された企業をいう <sup>59</sup> 。
認定取引所監督者 (recognized exchange controller)	SFO に基づく認定取引所企業又は認定清算機関の監督者として認定される監督者をいう。
ノベーション (Novation)	既存の権利及び義務を消滅させると同時に對応する権利及び義務を発生させる契約によって、既存の権利及び義務を新たな権利及び義務と代替することをいう。「ノベート」は同様に解釈されるものとする。
破綻清算参加者 (Defaulting Clearing Member)	デフォルト管理プロセス開始事由が発生した清算参加者をいう。
非移管顧客 (Non-Porting Client)	移管が実行されなかった、又は適切に実行されなかった顧客をいう <sup>60</sup> 。
非移管顧客不足額 (Non-Porting Client Deficit)	破綻清算参加者の非移管顧客の顧客口座について破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき負のネットの合計額をいう <sup>61</sup> 。
非移管顧客余剰額 (Non-Porting Client Credit)	破綻清算参加者の非移管顧客の顧客口座について OTC Clear が破綻清算参加者に支払うべき正のネットの合計額をいう <sup>62</sup> 。

非破綻清算参加者 (Non-Defaulting Clearing Member)	各時点において、破綻清算参加者ではない清算参加者をいう。
不可抗力事由 (Force Majeure Event)	OTC Clear、その関係会社、OTC Clear の監督者である認定取引所監督者若しくはそれぞれの対象代表者 (Representative、以下同じ。) 又は関連する清算参加者の支配が及ばない事由であり、OTC Clear 又は関連する清算参加者が、清算約定に関する支払若しくは引渡しを行なう義務 (条件付きかどうか問わない。) の履行、清算約定に関する支払若しくは引渡しを受けること、又は清算関連文書のその他の重要な規定若しくは清算約定に基づく清算約定条件を遵守することを妨げる、妨害する、又は不可能であるか実現困難にするものをいう。当該事由には次のものを含むがこれらに限定されない。 (1)天災若しくは公敵、(2)文民若しくは軍事政権の行為、(3)禁輸、(4)火災、(5)洪水、(6)爆発、(7)事故、(8)労働争議、(9)機械的破壊、(10)支払システム若しくは決済システムの停止、(11)コンピューター若しくはシステムの停止又はその他設備の停止、(12)コンピューター又はシステム・ソフトウェアの停止若しくは不具合、(13)何らかの理由による通信メディアの利用停止若しくは利用制限 (清算参加者が当該メディアを利用しているかどうかを問わない。)、(14)電力供給又はその他ユーティリティ若しくはサービスの遮断 (全部又は一部)、(15)法律、法令、規制又は政府、政府当局若しくは裁判所若しくは法廷による指令
ヘッジ (Hedging)	清算参加者に関するデフォルト管理プロセス開始事由の発生に関する市場リスクを緩和又は軽減するプロセスをいい、清算規則に定める意味を有する <sup>63</sup> 。
変動証拠金 (Variation Margin)	清算参加者の各自己ポジション口座及び各顧客ポジション口座について、清算規則 <sup>64</sup> 並びに清算規則の取扱いに従って OTC Clear が各 OTC Clear 清算日に決定する、当該ポジション口座に関して清算参加者が支払うべき又は受け取るべき合計金額をいう (日中変動証拠金を含む。)。
ポジション口座 (Position Account)	顧客ポジション口座又は自己ポジション口座をいう。
ポジション制限 (Position Limit)	清算規則の取扱いに従い、清算参加者に関して、自己ポジション口座又は顧客ポジション口座に適用される、口座の制限又はリスクの制限をいう <sup>65</sup> 。
香港 (Hong Kong)	香港特別行政区をいう。
香港証券取引所 (HKEX)	SFO に基づく認定取引所監督者であって、OTC Clear の親会社である、香港証券取引所をいう。
香港証券取引所ウェブサイト (HKEX website)	香港証券取引所の公式ウェブサイト又は香港証券取引所若しくは OTC Clear が隨時指定するその他のウェブサイトをいう。

マージンプロセス (Margin Process)	OTC Clear が、登録の申込みが行われた原取引をカバーするために必要な証拠金の金額と当該原取引が登録されるポジション口座に関する証拠金の必要額を決定し、関連のポジション口座に関する証拠金残高がカバーするために十分であるかを確認するプロセスをいう <sup>66</sup> 。
未決済変動証拠金 (Unsettled VM Amount)	<p>ポジション口座について、</p> <p>(1) 当該ポジション口座に関する各入札約定に関しては、</p> <p>(a) 当該入札約定が落札者に対して登録された日に OTC Clear が清算規則の取扱い<sup>67</sup>に基づいて決定する当該入札約定のネットの現在価値から</p> <p>(b) 当該入札約定が落札者に対して登録された日（当日を除く。）までに、当該入札約定に対応する関連の破綻清算参加者との間の清算約定に関して破綻清算参加者によって又は当該破綻清算参加者との間で決済された、ネットの変動証拠金の合計、を控除したもの。</p> <p>(2) 当該ポジション口座に関する各入札不履行ポジションに関しては、</p> <p>(a) 関連する最終決済サイクル決定期日直前の最終の営業時間終了時決済プロセス時点において、OTC Clear が清算規則の取扱い<sup>68</sup>に基づいて決定する当該入札不履行ポジションのネットの現在価値から、</p> <p>(b) 関連する最終決済サイクル決定期日直前の最終の営業時間終了時決済プロセス時点において、当該入札不履行ポジションに対応する関連の破綻清算参加者との間の清算約定に関して破綻清算参加者によって又は当該破綻清算参加者との間で決済された、ネットの変動証拠金の合計、を控除したもの。</p>
未払金額 (Unpaid Amounts)	破綻清算参加者の自己ポジション口座又は顧客ポジション口座に登録された清算約定に関してデフォルト管理プロセス開始事由の発生以前に支払期限が到来し、当該デフォルト管理プロセス開始事由に関連する全ての入札ポートフォリオの入札の終了時点で未払い状態にある金額をいう（疑義を避けるために付言すると、未払変動証拠金金額を含む。）。
譲受清算参加者 (Transferee Clearing Member)	関連の顧客により指名された、清算規則に従って譲渡清算参加者から清算約定の移管を受ける清算参加者をいう <sup>69</sup> 。
譲渡清算参加者 (Transferor Clearing Member)	清算規則に従って別の清算参加者に対して顧客口座に含まれる清算約定を移管する清算参加者をいう <sup>70</sup> 。
落札価格提示 (Successful Bid)	OTC Clear が清算規則及び清算規則の取扱いに基づいて受け入れたビッド価格をいう <sup>71</sup> 。
落札者 (Successful Bidder)	清算規則に基づき入札ポートフォリオにおいて応札を求められ、落札価格提示を提示した非破綻清算参加者をいう。

リスク管理委員会 (Risk Management Committee)	OTC Clear が金利及び為替清算サービスの提供に関して引き受けた又は引き受ける可能性のあるリスクの管理を主たる機能とする、OTC Clear が設置したリスク管理委員会をいう。
ルールベース清算参加者 (Rule-Based Clearing Member)	香港に登記され、香港本社を通じてのみクライアント・クリアリングサービスを提供する清算参加者又はその他の適切な法域において登記され、OTC Clear に隨時通知される清算参加者をいう。
HKICL	Hong Kong Interbank Clearing Limited をいう。
HKMA	香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority) をいう。
OTC Clear	香港法の下で登記された香港証券取引所の子会社である、OTC Clearing Hong Kong Limited をいう。
OTC Clear 営業日 (OTC Clear Business Day)	香港において商業銀行が一般業務を行う目的で営業する日をいう（土曜日と日曜日を除く。）。
OTC Clear 清算日 (OTC Clear Clearing Day)	各時点において有効な、OTC Clear 清算日スケジュールに記載された日をいう。
OTC Clear 清算日スケジュール (OTC Clear Clearing Days Calendar)	隨時更新される、OTC Clear が公表する OTC Clear の清算日のスケジュールをいい、金利及び為替清算サービスが提供される各日を含む。
OTC Clear 第一次拠出金 (OTC Clear First Contribution)	清算規則の取扱いに規定される金額をいい、OTC Clear が金利及び為替補償基金に支払うべき第一次拠出金に相当する。清算規則に従い OTC Clear は補填することができる <sup>72</sup> 。
OTC Clear 第二次拠出金 (OTC Clear Second Contribution)	清算規則の取扱いに規定される金額をいい、OTC Clear が金利及び為替補償基金に支払うべき第二次拠出金に相当する。清算規則に従い OTC Clear は補填することができる <sup>73</sup> 。
OTC Clear 取締役会 (OTC Clear Board)	OTC Clear の取締役会及び文脈により同取締役会の委員会をいう。
PVP (payment-versus-payment)	ある通貨ペア (スワップ及びFX) における一方の通貨の支払を条件として当該通貨ペア (スワップ及びFX) の他方の通貨の支払が行われる決済の仕組みをいう <sup>74</sup> 。
RTGS システム (RTGS system)	HKICL が提供する決済サービスである、即時グロス決済 (Real Time Gross Settlement) システムをいう <sup>75</sup> 。
SFC	廃止された証券先物委員会条令 (Futures Commission Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 24) に基づいて設立され、SF0 <sup>76</sup> の下で存続する証券先物委員会 (Securities and Futures Commission)、又はその権限及び機能の一部又は全部を引き受け、SF0 の下で OTC Clear を管轄下に置くその他の主体をいう。

SFO	証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) をいう <sup>77</sup> 。
SSM 三者契約 (SSM Tripartite Agreement)	大要、清算規則の取扱いに添付される様式（当該清算参加者の設立準拠法により決定される関連する様式）に従い、とりわけ、SSM 支払金額と同額（かつ同通貨）の金額の支払を OTC Clear 及びその顧客との間で直接に行うことができる旨を規定している、OTC Clear、当該清算参加者及びその顧客の間の契約をいう。
SSM 支払金額 (SSM Payment Amount)	清算参加者及び OTC Clear に関して、当該清算参加者の顧客であるスポンサー・セトルメント・メンバーに係る顧客口座に登録された清算約定について、当該清算参加者及び OTC Clear との間で支払義務のある変動証拠金（定期日中変動証拠金を除く。）（なお、清算規則の取扱いに従って変動証拠金の利息のために調整されている。）、標準金利デリバティブ契約、標準クロスカレンシー金利デリバティブ契約及びノンデリバラブル金利デリバティブ契約におけるクーポンの支払、為替デリバティブ契約における決済金額の支払並びに標準クロスカレンシー金利デリバティブ契約の当初交換金額又は最終交換金額の支払、並びに OTC Clear が隨時発行する清算通知で SSM 支払金額として指定したその他金額をいう。

- 2.1 本書及び清算規則に明示的な規定がない限り、清算規則への言及には清算規則の取扱いが含まれる。清算規則の取扱いは、清算規則を補完し、その一部を構成する。また、OTC Clear は隨時、清算参加者に拘束力を持つ清算通知を交付することがある。
- 2.2 解釈に何らかの矛盾が生じた場合、清算規則に従って解決するものとする<sup>78</sup>。
- 2.3 OTC Clear による清算規則及び清算通知の解釈は最終的なものであり、全ての清算参加者及び全ての清算約定の当事者を拘束する（なお、清算参加者は顧客（日本の金融機関を含む。）との関係において同様の解釈が必要となる場合には、OTC Clear の解釈を尊重する。）<sup>79</sup>。

### 3 責任及び第三者の権利

清算規則に別段の明示的な規定がない限り、OTC Clear（その関係会社、OTC Clear の監督者である認定取引所監督者又はそれぞれの対象代表者）は、金利及び為替清算サービスの運営、当該サービス及び当該サービスにおいて利用可能なファシリティの提供並びに清算規則で想定されるその他のあらゆる事項に関する OTC Clear の善意の作為又は不作為に関して、清算参加者、顧客又はその他の対象者に対して責任を負わないものとする。これには、清算参加者又はその他の対象者が直接的又は間接的に被った損害（Damage、以下同じ。）に関して、契約、不法行為、名譽棄損、衡平法その他に基づいて生じる民事責任を含むが、これに限らない<sup>80</sup>。

OTC Clear 又は清算参加者でない者は、契約法（第三者の契約法）（Contracts (Rights of Third Parties) Ordinance）<sup>81</sup>に基づく、清算規則の条項を執行する権利もその恩恵を享受する権利も有さない。

#### 4 準拠法

本書は、香港法に準拠し、香港法に従い解釈されるものとする。あらゆる訴訟又は係争は、清算規則を参照し、これに従うことにより解釈されるものとする。香港の裁判所は、本書に由来又は関連して生じる訴訟又は係争を審理及び決定するための専属的裁判管轄を有するものとする。ただし、香港の裁判所の専属的裁判管轄に提起することによって、他の裁判管轄の裁判所において訴訟を提起する OTC Clear の権利は制約されず、また、单一又は複数の裁判管轄において訴訟を提起することは、同時であるかどうかを問わず、OTC Clear が他の裁判管轄において訴訟を提起する妨げにならないものとする。

### パート B : 清算参加者資格・清算対象取引に関する事項

#### 5 清算参加者

清算規則と清算規則の取扱いは合わせて、各清算参加者の会員資格の要件及び継続的な義務について定めるものである<sup>82</sup>。

##### 5.1 清算参加者の類型

清算参加者は 3 つのカテゴリーに大別される。(1)香港内外に登記され、HKMA により規制される認可機関（認可銀行、限定的認可銀行及び預金受入企業を含む。）、(2)香港に登記され SFC により規制される認可企業並びに (3)香港外で設立され、香港外の監督当局の監督の対象である者のうち、SFC との協議に基づき OTC Clear が清算規則に基づいて定める一定の基準を満たした者。

##### 5.2 申請及び承認

申請者は清算参加者資格を申請するために、OTC Clear の清算参加者資格申請書を作成して、補足文書又は OTC Clear が要求する追加情報と合わせて提出しなければならない<sup>83</sup>。また、そのリスク管理システム（又はその他のシステム）の検査を含む、実地検査を受け入れなければならない。OTC Clear による申請審査プロセスが完了した後に、OTC Clear 取締役会は、書面による承認又は却下の通知を各申請者に交付する。申請者の清算参加者資格は、申請者が OTC Clear との間で清算参加者資格契約を締結し、金利及び為替補償基金に対して当初の拠出金を納付した後に有効となる。

##### 5.3 清算参加者の義務

清算参加者は、常に、清算関連文書及び清算参加者資格の承認の通知に規定された条件に厳格に従い、これに拘束されるものとする。また、OTC Clear の指図及び決定に従わなければならず、OTC Clear が合理的に要求する明細書、帳簿、記録、口座、清算参加者の清算活動又は一般的な経済リスクに対するエクスポージャーに関連するその他文書又は情報を OTC Clear に提供することを含む（ただしこれらに限らない。）<sup>84</sup>。さらに、清算参加者は、清算規則並びに清算規則の取扱いに定めるその時点の法的な要請及び義務に従うよう求められ<sup>85</sup>、以下を含むがこれらに限らない<sup>86</sup>。

- (1) OTC Clear との取引を誠実に行うこと。
- (2) 最低資本要件を上回る額の資本を維持すると共に、全ての適用される規制資本要件及び当該要請への順守を証する関連義務に従うこと。
- (3) 全ての口座を清算規則の取扱いの規定の決済目的に必要な状態にすること。

(4) 以下を確実にするために、OTC Clear が適當と認める適切な人員、事務能力、システム、設備、装置及び管理体制を備え、当該人員、事務能力、システム、設備、装置及び管理体制を適切に維持すること。

- (i) OTC Clear が利用又は管理する金利及び為替清算システムにアクセスするために OTC Clear が指定するコンピューター・ハードウェア及びソフトウェア・システムを含めて、清算参加者として適切な業務の履行をサポートできること。
- (ii) 健全で、効率的かつ効果的な方法で業務を履行できるような、効果的な管理及び組織体制を有すること。
- (iii) 妥当性をもって適用される、適切なリスク管理システムを有すること。
- (iv) OTC Clear からの連絡を受信するための通信システムを、継続的にモニタリングできること。
- (v) 清算通知及び OTC Clear が清算参加者又はその対象代表者に対して交付する又は利用可能とするその他の通信を、即座に確認できること。

(5) OTC Clear が適當と認める十分な事業継続手続を備えること。

(6) 清算する意向の清算約定の種類及び付随するリスクについて OTC Clear が適當と認めるに足る十分な水準の知識を有していること。

(7) 当事者である全ての清算約定について正確な日時の記録を維持すると共に、OTC Clear が隨時指定する定期的な会計報告を行なうこと。

(8) 清算参加者資格の申請に関連して提供した情報及び表明が真実であるとともに、完全であり、かつ正確であることを、年次で証明できるようにすること。

(9) 当該清算参加者が顧客に対してクライアント・クリアリングサービスを提供している場合、清算規則のクライアント・クリアリングサービスに関連する規定に従うこと<sup>87</sup>。

(10) 当該清算参加者が顧客に対してクライアント・クリアリングサービスを提供している場合、関係会社のために保有するポジション及び担保を、関係会社ではない顧客のために保有するポジション及び担保と混載して保管しないこと。

(11) OTC Clear が合理的な裁量によって指図する場合、OTC Clear との業務に関連する正式な監査、検査（実施検査を含む。）又はシステム・テストを清算参加者の費用負担にて受け入れること。

(12) OTC Clear の業務に関連して OTC Clear が隨時定める手続に従い又は契約を締結すること。

(13) 清算参加者の顧客に対するクライアント・クリアリングサービスの提供の結果として OTC Clear が適用法令に違反するがないように、隨時、努め、試みること。

(14) (a) クライアント・クリアリングサービスを提供する範囲において顧客に対するデューディリジェンス及び身元認証手続の実施を要求するマネーロン

ダリング、テロリスト向け融資に関連する適用法令の対象であり、(b) あらゆる適用法令（清算参加者としての地位、営業活動及び義務の履行に関連する法令であり、疑義を避けるために付言すると、汚職、マネーロンダリング、金融犯罪及びテロリスト向け融資の防止に関連するあらゆる適用法令を含む。）を遵守しており、かつ(c)国際連合又は自ら若しくはその清算活動に関連する政府当局により公布又は賦課された制裁の対象ではないこと。

(15) 各規制当局から、原取引（顧客との原取引又は顧客のための原取引を含む。）の締結及びOTC Clear を利用した清算に必要なあらゆる認可、公認、許諾、承認又はこれらに相当するものを取得していること。

また、各清算参加者には以下の義務も課される。

(16) 監査済み財務諸表及び監査済み連結財務諸表、四半期の貸借対照表及び損益計算書、監督当局向けに作成した全ての会計報告の写し及び清算活動又は一般的な経済リスクに対するエクスポートページーに関連するその他の関連の情報を OTC Clear に提出しなければならない。

(17) 清算参加者の名義にて登録された各清算約定に関連する全ての帳簿、記録又は文書を保存しなければならない。

(18) OTC Clear が必要に応じて要請した場合には、監査記録を提出しなければならず、また、システム・テスト若しくは実地検査を受けなければならぬ<sup>88</sup>。

#### 5.4 清算参加者資格の停止又は終了

清算規則は、デフォルト事由の発生又は懲戒手続の結果等の、清算参加者の清算参加者資格の停止又は終了につながりうる状況を規定している<sup>89</sup>。

清算参加者資格が停止された場合、以下が適用される<sup>90</sup>。

(1) OTC Clear の指図又は同意がない限り、既存の清算約定を相殺する以外の新しい清算約定を締結しないものとする。

(2) OTC Clear は、リスク管理委員会と協議の上で、清算参加者の清算約定の全部又は一部の清算を要求すること又は OTC Clear が制約のない裁量に基づき適切であると考える清算規則に基づくその他の措置を講じることができる。

OTC Clear は、その裁量により、清算参加者に対する清算参加者資格の停止処分を隨時撤回する権利を有する<sup>91</sup>。

清算参加者の清算参加者資格は、以下の結果として終了することがある<sup>92</sup>。

(3) 清算参加者がポジション制限を超過する結果として、OTC Clear が賦課した義務に従わないこと<sup>93</sup>。

(4) 清算参加者デフォルト事由の発生<sup>94</sup>。

(5) 懲罰委員会が清算参加者に対して措置を講じること<sup>95</sup>。

(6) 清算参加者が清算参加者資格を返上すること<sup>96</sup>。

#### 6 クライアント・クリアリング

日本の金融機関は、OTC Clear によりクライアント・クリアリングサービスの提供及び清算

参加者とのクライアント・クリアリング契約の締結を承認された清算参加者の顧客にならなければならぬ。清算参加者は、清算参加者資格の申請の際又は清算参加者資格の取得後、クライアント・クリアリングサービスの提供を OTC Clear に申請することができる。

OTC Clear はプリンシバル・モデルで運営される。このモデルでは、各清算参加者は当事者として OTC Clear と約定し、顧客ポジション口座に登録された各清算約定に関して当事者として全ての義務を引き受ける。また、各清算参加者は顧客との間で、顧客ポジション口座に登録された清算約定と同一で反対方向の経済条件を有する契約を締結する。OTC Clear が直接的な契約関係を持つのは清算参加者のみである。各清算参加者は、クライアント・クリアリングサービスを提供している顧客に対して OTC Clear 又は OTC Clear の関係会社が支払う賠償金等についてこれを補償する<sup>97</sup>。OTC Clear からクライアント・エンタイトルメントを受ける顧客の権利又は OTC Clear から直接に SSM 支払金額と同額（かつ同通貨）の金額を受領する顧客の権利（香港以外の特定の法域で設立された清算参加者のスポンサー・セトルメント・メンバーである顧客の場合には、当該金額の支払を規律する関連する SSM 三者契約の条件に基づく権利）を除いて、OTC Clear は顧客（日本の金融機関を含む。）又は清算参加者ではないその他の対象者に対して、清算約定又は顧客口座に関する責任を負わない。

OTC Clear はクライアント・クリアリング契約の当事者ではないため、清算参加者がその顧客に対してクライアント・クリアリングサービスを提供する条件に関して直接的な決定権を有しない。

## 7 清算対象の店頭デリバティブ契約の種類

### 7.1 清算対象商品

OTC Clear は、店頭デリバティブ市場における金利スワップ、ノンデリバラブル金利スワップ、ノンデリバラブル及びデリバラブル・フォワード、デリバラブル通貨スワップ及びクロスカレンシー・スワップを含む、清算規則に定める種類の商品を対象に清算サービスを提供している。原取引が清算されるためには、清算規則の取扱いに定める詳細な適格性要件を充足しなければならない<sup>98</sup>。清算規則では、当該原取引の清算が承認された際に、関連する清算約定に適用される商品固有の条件が規定されている<sup>99</sup>。

### 7.2 日本の金融機関に対する清算対象商品

清算参加者が日本の金融機関である顧客に対して提供可能なクライアント・クリアリングサービスの対象商品は、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 5 号に定める取引に該当する、当事者間で、ある時点のスポット為替レートにおいて同一の価値を有する異なる通貨及びそのキャッシュ・フローを交換する取引である、クロスカレンシー・スワップ（米ドルと人民元（オフショア）の組合せ及び米ドルと香港ドルの組合せ）に限定される。日本の金融機関に対して提供するクライアント・クリアリングサービスの対象商品を拡大する場合、OTC Clear は金融庁から事前に認可を得る必要がある。

## 8 特定の商品に係る清算の停止

OTC Clear は隨時、SFC と事前に協議した上で、特定の商品又は商品の種類について清算を停止するかどうかをその裁量に基づいて任意に決定することができる。また、SFC と事前に協議した上で、停止の効力発生日の前に清算目的で受け入れた商品の清算約定を解約するよう、清算参加者に求めることができる。商品の停止事由（又は商品の停止事由の対象であつ

た商品の清算再開) に関して、書面による事前の通知が清算通知の形態で清算参加者に交付されるものとする<sup>100</sup>。

## パートC：クリアリング・オペレーション

### 9 クリアリング・オペレーション

#### 9.1 原取引の登録の承認

原取引の清算の申込みを求める日本の金融機関は、関連する清算参加者が承認取引登録システムを通じてマッチングのための指図を行うよう要求する必要がある<sup>101</sup>。

マッチングの完了後、OTC Clear は当該原取引に対して商品の適格性の要件の充足の確認及びマージンプロセス<sup>102</sup>を実行する<sup>103</sup>。

- (1) 原取引が商品の適格性の要件を充足しない場合又は無効な若しくは不完全な取引データが含まれる場合、当該原取引は却下され、マージンプロセスに移行されない。
- (2) 原取引が該当する商品の適格性の要件を充足するものの、マージンプロセスを充足しない場合、当該原取引は OTC Clear の金利及び為替清算システムにおいて「ペンディング (pending)」ステータスが付与される。当該「ペンディング (pending)」状態の原取引が該当する商品の適格性の要件を充足した日の直後の OTC Clear 清算日の営業時間終了時決済プロセス<sup>104</sup>の開始までに登録が承認されなかった場合、却下され、再申込みが必要になる。
- (3) 関連する適格性要件の全てを充足した原取引は、登録時刻 (Registration Time、以下同じ。) において 2 つの清算約定にノベートされる。当該結果は関連する承認取引登録システムに通知され、「ペンディング (pending)」又は「却下 (rejected)」というステータスの取引は、顧客ポジション口座に関連する「対顧客 OTC Clear 取引報告書 (OTC Clear Trade Report for Client)」に反映される。
- (4) 香港の倒産手続が開始され、香港の倒産手続法の規定に基づいて清算参加者に関して主張される無効又は異議申立てがある場合であっても、清算規則に基づき成立する清算約定及び清算約定に基づく支払は SF0 によって当該無効の主張又は異議申立てから保護される<sup>105</sup>。

#### 9.2 清算参加者と顧客との間の原取引の申込みによる清算約定の成立

原取引が清算参加者と顧客（以下「関連顧客」という。）との取引である場合、

- (1) 1 件の清算約定は、関連顧客にクライアント・クリアリングサービスを提供する清算参加者（以下「清算参加者 1」という。）（関連顧客に関する顧客ポジション口座に関して）と（当事者としての）OTC Clear との間で成立し、その下で、
  - (i) 当該清算約定の取引条件に由来する OTC Clear の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で関連顧客との間の原取引の当事者だった清算参加者（以下「清算参加者 2」という。）が有していたものと同一であり、

(ii) 当該清算約定の取引条件に由来する（関連顧客に関する顧客ポジション口座に関する）清算参加者 1 の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で関連顧客が清算参加者 2 に対して有していたものと同一であるが、かかる権利及び義務は、その相手方を OTC Clear から清算参加者 1（関連顧客に関する顧客ポジション口座に関する）に変えることによって修正され、

当該清算約定に対する清算約定条件の効力の結果として生じる変更を条件とする。

(2) 1 件の清算約定は、清算参加者 2（自己ポジション口座に関する）と（当事者としての）OTC Clear との間で成立し、その下で、

(i) 当該清算約定の取引条件に由来する OTC Clear の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で関連顧客が有していたものと同一であり、  
(ii) 当該清算約定の取引条件に由来する（自己ポジション口座に関する）清算参加者 2 の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で関連顧客に対して有していたものと同一であるが、かかる権利及び義務は、その相手方を OTC Clear から清算参加者 2（自己ポジション口座に関する）に変えることによって修正され、

当該清算約定に対する清算約定条件の効力の結果として生じる変更を条件とする。

(3) 清算参加者 1 と清算参加者 2 が同一の清算参加者である場合、上記(1)に基づいて成立した清算約定は、関連顧客に関する当該清算参加者の顧客ポジション口座に登録され、上記(2)に基づいて成立した清算約定は、当該清算参加者の自己ポジション口座に登録される。

(4) 清算参加者 2 と関連顧客との間の原取引に関して、上記（1）及び（2）に基づく 2 件の清算約定の成立に伴い、対応する原取引の当事者の権利及び義務は自動的かつ完全に解消され、当該原取引の条件に基づいて登録時刻より前に一方の当事者が他方の当事者に支払うべき（又は引き渡すべき）金額のうち未払い（又は引き渡し未了）の部分を除いて、さらなる効力を持たない。

### 9.3 顧客間の原取引の申込みによる清算約定の成立

原取引が顧客間（以下それを「顧客 1」と及び「顧客 2」という。）の取引である場合、

(1) 1 件の清算約定は、クライアント・クリアリングサービスを顧客 1 に対して提供する清算参加者（以下「清算参加者 3」という。）（顧客 1 に関する顧客ポジション口座に関する）と（当事者としての）OTC Clear との間で成立し、その下で、

(i) 当該清算約定の取引条件に由来する OTC Clear の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で清算参加者 2 が有していたものと同一であり、  
(ii) 当該清算約定の取引条件に由来する（顧客 1 に関する顧客ポジション口座に関する）清算参加者 3 の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で顧客 1 が有していたものと同一であるが、かかる権利及び

義務は、その相手方を OTC Clear から清算参加者 3（顧客 1 に関する顧客ポジション口座に関する）に変えることによって修正され、

当該清算約定に対する清算約定条件の効力の結果として生じる変更を条件とする。

(2) 1 件の清算約定は、クライアント・クリアリングサービスを顧客 2 に対して提供する清算参加者（以下「清算参加者 4」という。）（顧客 2 に関する顧客ポジション口座に関する）と（当事者としての）OTC Clear との間で成立し、その下で、

- (i) 当該清算約定の取引条件に由来する OTC Clear の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で清算参加者 1 が有していたものと同一であり、
- (ii) 当該清算約定の取引条件に由来する（顧客 2 に関する顧客ポジション口座に関する）清算参加者 4 の権利及び義務は、原取引の経済条件の下で顧客 2 が有していたものと同一であるが、かかる権利及び義務は、その相手方を OTC Clear から清算参加者 4（顧客 2 に関する顧客ポジション口座に関する）に変えることによって修正され、

当該清算約定に対する清算約定条件の効力の結果として生じる変更を条件とする。

(3) 清算参加者 3 と清算参加者 4 が同一の清算参加者である場合、上記(1)に基づいて成立した清算約定は、顧客 1 に関する当該清算参加者の顧客ポジション口座に登録され、上記(2)に基づいて成立した清算約定は、顧客 2 に関する当該清算参加者の顧客ポジション口座に登録される。

(4) 清算参加者 2 と関連顧客との間の原取引に関して、上記 (1) 及び(2) に基づく 2 件の清算約定の成立に伴い、対応する原取引の当事者の権利及び義務は自動的かつ完全に解消され、当該原取引の条件に基づいて登録時刻より前に一方の当事者が他方の当事者に支払うべき（又は引き渡すべき）金額のうち未払い（又は引き渡し未了）の部分を除いて、さらなる効力を持たない。

## 10 分別管理モデル

OTC Clear は、個別の分別管理（クライアント・クリアリングカテゴリー1 口座）と包括的なネット・ベースの分別管理（クライアント・クリアリングカテゴリー2 口座）という、2 つの資産分別管理モデルを日本の金融機関である顧客に提供する。清算参加者は当該顧客に対して、顧客がモデル選択に関して十分な情報に基づいて判断できるように、個別の分別管理と包括的なネット・ベースの分別管理という選択肢を提供し、各モデルに伴うコストと保護される利益の水準等の各モデル間の相違点を通知しなければならない。

10.1 清算参加者は、各顧客がクライアント・クリアリングカテゴリーの選択を書面にて確認するよう取り計らうものとする。いかなるときでも、顧客は単一のクライアント・クリアリングカテゴリーに分類されなければならない。顧客は、OTC Clear の事前の承認を得て、異なるクライアント・クリアリングカテゴリーへの変更を選択できる（ただし、OTC Clear が定める条件があればそれを充足する必要がある。）。当該清算参加者は、クライアント・クリアリングカテゴリーの変更について、顧客口座に必要な変更を加えることに対してのみ責任を負うものとする。清算参加者は、一又は複数のクライアント・クリアリングカテゴリー1 口座又は一又は複数のクライアント・クリア

リングカテゴリー2 口座を運営できるものの、いかなるときでも、各顧客を複数の顧客ポジション口座に割り当てることはできない。

10.2 クライアント・クリアリングサービスを提供する清算参加者は、自らの顧客それぞれに対して、清算規則に定める規則に従うよう求めるものとする<sup>106</sup>。OTC Clear は、顧客が清算規則に定める規則のいずれかに違反していると合理的に考える場合、ポジション制限をゼロに引き下げるによって、当該顧客のために新たに原取引が清算されることができないよう、清算参加者に対して直ちに措置を講じるよう求めることができる。

#### 10A スポンサー・セトルメント・メンバー

下記 SSM 適格要件を満たすクライアント・クリアリングカテゴリー 1 顧客は、スポンサー・セトルメント・メンバーになるための申請をその清算参加者に提出させることができる。

10A.1 当該清算参加者は香港又は清算規則に定める香港以外の法域で設立されていること

10A.2 当該顧客は、その設立準拠法に基づき有効に設立され、存続しており、(該当法域においては) 合法的に存続している状態 (good standing) であり、認可機関であること

10A.3 当該顧客は、スポンサー・セトルメント・メンバーに適用される OTC Clear の内部的信用評価マトリックスを満たすこと

10A.4 当該顧客は、OTC Clear が満足する形で、スポンサー・セトルメント・メンバーに適用される資金決済に係るすべてのオペレーション上の枠組みに適合すること (RTGS システムの参加者であること及び RTGS システムを通じた資金決済がオペレーション上可能であることを含むが、それらに限られない。)

10A.5 香港以外の特定の法域で設立されている清算参加者の場合は、当該顧客、当該清算参加者及び OTC Clear が関連する SSM 三者契約を締結していること。

顧客は、いつでも一又は複数の清算参加者に関してスポンサー・セトルメント・メンバーになることができる。SSM 適格要件にかかわらず、OTC Clear は顧客が清算参加者のスポンサー・セトルメント・メンバーになることを承認するかどうかについての判断に単独の権限と裁量を有し、当該申請を承認すると決定した場合は、清算参加者と当該スポンサー・セトルメント・メンバーに承認の通知を発しなくてはならない<sup>107</sup>。

清算規則の取扱いで定めるところにより、また、スポンサー・セトルメント・メンバーが香港以外の特定の法域で設立されている場合は、当該スポンサー・セトルメント・メンバー、OTC Clear 及び当該清算参加者が当事者となっている SSM 三者契約の条項及び条件に従って、スポンサー・セトルメント・メンバーは、当該スポンサー・セトルメント・メンバーに係るクライアント・クリアリングカテゴリー 1 口座において、SSM 支払金額を OTC Clear との間で決済することができる。香港で設立されている当該各清算参加者と OTC Clear は以下の事項に合意する。

10A.6 いずれかの清算約定に関する OTC Clear の当該清算参加者に対する SSM 支払金額の支払義務は、当該清算参加者が当該清算約定に関して対応顧客取引の関係を有するスポンサー・セトルメント・メンバーに対する OTC Clear による支払と同額の限度で消滅又は減少すること

10A.7 いざれかの清算約定に関する当該清算参加者の OTC Clear に対する SSM 支払金額の支払義務は、当該清算参加者が当該清算約定に関して対応顧客取引の関係を有するスポンサー・セトルメント・メンバーによる、OTC Clear に対する支払と同額の限度で消滅又は減少すること

疑義を避けるために付言すると、当該清算参加者は OTC Clear に対し、その名義で登録された清算約定及び顧客口座に関するすべての支払義務について引き続き責任を負担する。スポンサー・セトルメント・メンバーが行う OTC Clear に対する一部又は全部の SSM 支払金額の支払に不履行があった場合、清算参加者はそのようないかなる未払額に関して支払義務を負い続けるものとする<sup>108</sup>。

各清算参加者は、当該清算参加者との関係で、OTC Clear に承認されたスポンサー・セトルメント・メンバーに対して、清算規則及び清算規則の取扱いが定めるスポンサー・セトルメント・メンバーに適用され、継続的に遵守が求められる義務（いざれかの SSM 三者契約に基づき OTC Clear に対して当該スポンサー・セトルメント・メンバーにより支払われるべき金額を含むがそれに限られない。）を隨時通知する手続きを整備しなければならず、また、OTC Clear が隨時行う指図や適時の情報提供の求めにスポンサー・セトルメント・メンバーが従うことを確保しなければならない。スポンサー・セトルメント・メンバーによる、SSM 適格要件の不充足やスポンサー・セトルメント・メンバーに関する継続的遵守が求められる義務（OTC Clear の指図や情報提供の求めに従うという義務を含む。）の不履行があった場合には、いかなるときも、OTC Clear によって、スポンサー・セトルメント・メンバーとしての資格が終了する可能性がある<sup>109</sup>。

清算参加者は、清算参加者に都度通知される、スポンサー・セトルメント・メンバーの資格を終了させるためのすべての要件を遵守した場合を除いて、スポンサー・セトルメント・メンバーの資格を終了させることを OTC Clear に求めることはできず、この要件には、顧客のエクスポート・ジャーナルが清算約定（自己勘定）と合算されることから、清算参加者の元本交換リスク制限（Notional Exchange Risk Limit、以下同じ。）の遵守を確保する目的で、清算参加者がその元本交換リスク制限の違反を引き起こさないことという要件も含まれるがそれに限られない<sup>110</sup>。

## 11 ポジション口座及び担保口座

各清算参加者は自己ポジション口座を 1 つのみ有するものの、一又は複数の顧客ポジション口座を開設することができる。

### 11.1 ポジション口座<sup>111</sup>

自己ポジション口座は、清算参加者が自己勘定に関する清算約定を記帳するために利用する口座である。クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座は、単一の顧客に対してのみ提供されるクライアント・クリアリングサービスに関する清算約定を記録するために利用される口座である。クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座は、同一の口座を包括的なネット・ベースで共有する一又は複数の顧客に関する清算約定を記録するために利用される口座であり、ここで、清算約定はグロス・ベースで登録され、クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座全体における清算約定に関する証拠金は、清算規則に従いネット・ベースで算出される<sup>112</sup>。

### 11.2 担保口座<sup>113</sup>

自己担保口座は、清算参加者が清算約定（自己勘定）に関して提供する担保の種類及び金額を記録する目的で、各清算参加者の自己ポジション口座に関して維持される。清算参加者がクライアント・クリアリングカテゴリー1 口座と結び付けられた関連のクライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座に登録されるポジションに関して提供する担保の種類及び金額を記録する目的で、各クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座に関して別個のクライアント・クリアリングカテゴリー1 担保口座が維持され、清算参加者がクライアント・クリアリングカテゴリー2 口座と結び付けられた関連のクライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座に登録されるポジションに関して提供する担保の種類及び金額を記録する目的で、各クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座に関して別個のクライアント・クリアリングカテゴリー2 担保口座が維持される。

## 12 顧客口座の分別管理

清算参加者は、清算約定及び関連する担保を自己口座と顧客口座に分けて管理し、自己担保口座及び顧客担保口座それぞれに関して OTC Clear に提供した担保の正確な種類及び金額を明確に特定しなければならない<sup>114</sup>。

- 12.1 清算参加者の顧客ポジション口座において保有される担保は、当該清算参加者の他の顧客ポジション口座又は自己ポジション口座における支払又は引渡しのために利用することはできないものとする。
- 12.2 清算参加者の自己ポジション口座において保有される超過証拠金は、一又は複数の清算参加者の顧客ポジション口座における支払又は引渡しのために利用することができる。
- 12.3 クライアント・クリアリングサービスを提供する清算参加者に関してデフォルト事由が発生した場合、当該破綻清算参加者の顧客ポジション口座間で相殺、合算又は統合は実行されないものとする。自己口座及び各顧客口座に登録されるオープン・ポジションの清算は、各口座について独立してかつ別々に実行される<sup>115</sup>。

## 13 平時の移管

清算参加者に関してデフォルト事由が発生する前においては、いつでも、当該清算参加者の顧客口座に登録された清算約定及び担保は別の清算参加者に移管可能である。ポートフォリオ全体の移管<sup>116</sup>、ポートフォリオの部分移管<sup>117</sup>並びに同一の清算参加者の顧客口座間での清算約定及び担保の移管<sup>118</sup>は、清算規則及び清算規則の取扱いに従って行われなければならない。

- 13.1 清算約定（及び担保）の別の清算参加者への移管を希望する顧客は、クライアント・クリアリングサービスの提供を OTC Clear により承認された別の清算参加者（譲受清算参加者）を特定し、当該清算参加者の顧客にならなければならない。
- 13.2 移管を完了させるために、譲受清算参加者は移管の求めを提出する前に譲渡清算参加者の同意を確保しなければならない。OTC Clear は移管の求めを処理する際に、譲受清算参加者の指図に全面的に依拠するものの、譲渡清算参加者が OTC Clear に対して移管の求めに対する同意をしなかった旨を通知した場合には、移管は事後的に撤回される。

13.3 移管可能な清算約定は、移管の求めが効力を発する予定の日時以前に、その予定の終了日又は決済日を過ぎていてはならず、また、移管の求めの提出日時点で残存していなければならない<sup>119</sup>。

13.4 当該顧客担保口座に記録された担保の移管は、ポートフォリオ全体の移管の場合においてのみ認められる。ポートフォリオの部分移管に関連する場合は、いかなるときも当該顧客担保口座に記録された担保を移管することはできない<sup>120</sup>。

13.5 顧客から有効な指図を受けた譲受清算参加者は、当該顧客のために登録された清算約定の一部又は全部を、譲渡清算参加者の顧客ポジション口座から当該譲受清算参加者が当該顧客のために保有していると特定された顧客ポジション口座に移管することを、OTC Clear に求めることができる。

なお、ポートフォリオ全体の移管及び部分移管に関する詳細な要件は、清算規則の取扱いに規定される<sup>121</sup>。

13.6 ポートフォリオ全体の移管の場合には、譲受清算参加者は譲渡清算参加者が顧客のために保有している担保に対応する清算約定と併せて移管させるかどうか決定しなければならない。

- (1) 移管される担保に現金以外の担保が含まれる場合には、移管の求めを提出した日から清算規則が定める日までに現金以外の担保が満期を迎えないときに限り、移管することができる。
- (2) 担保が移管されない場合には、譲受清算参加者は、移管の求めを提出した後、関連する顧客担保口座の証拠金残高を構成する十分な担保を確保しなければならない。

13.7 ポートフォリオの一部の移管の場合には、担保が移管されないため、譲受清算参加者は、移管の求めを提出した日以前に、関連する顧客担保口座の証拠金残高を構成する十分な担保を確保しなければならず、これが確保できないときは、移管は行われない。

また、譲渡清算参加者は、関連する顧客口座に残存する清算約定について、関連する顧客担保口座の証拠金残高を構成する十分な担保を確保しなければならない。

13.8 清算参加者が顧客のために締結し又は保有する清算約定及び担保に適用される分別管理の仕組みの変更を希望する顧客は、清算参加者に対して OTC Clear に移管の求めを行うよう求めることができる。

- (1) 同一の清算参加者の顧客口座間での清算約定及び担保の移管に関する詳細な要件は、清算規則の取扱いに規定される<sup>122</sup>。
- (2) いかなるときも、各顧客は単一のクライアント・クリアリングカテゴリーに割り当てなければならない。
- (3) 各清算参加者はその顧客に対して、当該顧客がその時点で割り当てられているクライアント・クリアリングカテゴリーと、当該顧客が変更を選択しているクライアント・クリアリングカテゴリーの間の、権利、義務及びリスクの相違点を適切に伝えなければならない。

### 13A 顧客口座と自己口座との間の清算約定の移転

13A.1 清算参加者と顧客との間の当該クライアント・クリアリング契約について、早期終了日（その他表現の一切にかかわらない。）が発生した場合で、かつ当該早期終

了日の時に当該清算参加者が破綻清算参加者ではない場合には、当該清算参加者は OTC Clear に対して、当該清算参加者と当該顧客との間の対応顧客取引に関するすべての清算約定を、当該顧客に関連する顧客ポジション口座から、自己ポジション口座に移転すること、及び当該顧客担保口座に登録された担保を自己担保口座に移転することを指示することができ、OTC Clear は、当該清算参加者が以下の義務を遵守していることを前提に、当該指示と併せて満足する形で以下書類を受領してから 24 時間以内に当該清算約定と担保の移転をする。

- (1) 当該清算参加者から当該顧客に対する、若しくは当該顧客から当該清算参加者に対する、当該早期終了日を指定する通知の写し、又は当該早期終了日が自動的に発生した場合には、当該期限の利益喪失事由若しくは終了事由を証明するもの
- (2) 当該清算参加者から当該顧客に対する、当該清算約定の移転の要求をする清算参加者の意図を顧客に知らせる通知の写し

13A.2 各清算参加者は、OTC Clear 及び関係会社並びに OTC Clear の監督者である認定取引所監督者に対する、いかなる損失、費用（執行の費用を含む。）、利息、負債（いかなる税金やその他金融負債を含む。）、請求、及び当該清算約定と担保の移転との関係で OTC Clear 及び関係会社並びに OTC Clear の監督者である認定取引所監督者に発生し、被った損害について補償し、免責しなければならない。

13A.3 当該移転により、清算参加者が OTC Clear に対し、その自己担保口座の勘定として、追加担保を提供することが（当該顧客担保口座から自己担保口座に対して当該移転の一部として移転されるいかなる担保も考慮に入れた上で）要求される場合、清算参加者は、当該移転より前に十分な追加担保を OTC Clear に提供したことを確保しなければならない。もし当該移転の時までに、当該清算参加者が、その追加担保を OTC Clear に対して提供できなかった場合、OTC Clear はその清算約定と担保の移転の実行を継続するが、清算規則の取扱いに従ってそのような追加的担保を要求する権利を有するものとする。

## 14 ネッティング及び決済

全ての資金決済は清算規則の取扱いに従って行われる<sup>123</sup>。清算参加者は、清算約定（自己勘定）と清算約定（顧客勘定）について異なる決済口座を維持しなければならない。

各清算参加者は、清算約定（自己勘定）に関し、下記 14.1 に定める各支払区分について、約定通貨（Contractual Currency、以下同じ。）ごとに決済口座を 1 口座のみ選択することができる。

各清算参加者は、清算約定（顧客勘定）に関し、下記 14.1 に定める各支払区分について、約定通貨ごとに決済口座を 1 口座のみ選択することができる。

なお、約定通貨について、清算参加者が清算約定（自己勘定）に関して選択する決済口座は、清算参加者が清算約定（顧客勘定）に関して選択する決済口座とは異なるものでなければならない。

### 14.1 ネッティング<sup>124</sup>

- (1) 同一の支払期日において、当初証拠金及び追加証拠金に係る支払は他の支払とは別に行われ、差引計算されない。

(2) 同一の支払期日において、金利及び為替拠出金に係る支払は他の支払とは別に行われ、差引計算されない。

(3) 同一の支払期日において、標準金利デリバティブ契約 (Standard Rates Derivatives Contract)、標準クロスカレンシー金利デリバティブ契約 (Standard Cross-currency Rates Derivatives Contract、以下同じ。) 及びノンデリバラブル金利デリバティブ契約 (Non Deliverable Rates Derivatives Contract) における支払、同一の通貨ペア (スワップ及び FX) のデリバラブル為替デリバティブ契約の元本金額を除く為替デリバティブ契約 (FX Derivatives Contract、以下同じ。) における支払、追加支払 (Additional Payment) 及び変動証拠金の支払については、同一の通貨の場合、差引計算された金額の支払により決済される。当該差引計算は、以下のそれぞれについて個別に行われる。

(i) 清算約定 (自己勘定)

(ii) (もし適用がある場合には) 下記(iii)で述べる SSM 支払金額に関するものを除く清算約定 (顧客勘定) (なお、清算約定 (顧客勘定) に関する当該金額の支払が、清算約定 (自己勘定) に関して支払われるべき金額と差引計算されることはない。)

(iii) 清算約定 (顧客勘定) と特定のスポンサー・セトルメント・メンバーのポジション口座に関する SSM 支払金額(もしあれば) (なお、異なるスポンサー・セトルメント・メンバー間で当該金額が差し引き計算されることはない。)

(4) 同一の支払期日において、追加金額 (Additional Amount) の支払、OTC Clear に対する手数料の支払その他類似の支払については、同一の通貨の場合、差引計算された金額の支払により決済される。当該差引計算は、清算約定 (自己勘定) と清算約定 (顧客勘定) のそれぞれについて個別に行われる (なお、清算約定 (顧客勘定) に関する当該金額の支払が、清算約定 (自己勘定) に関して支払われるべき金額と差引計算されることはない。)。

(5) 同一の支払期日において、標準クロスカレンシー金利デリバティブ契約の当初交換金額又は最終交換金額の支払並びにデリバラブル為替デリバティブ契約 (Deliverable FX Derivatives Contract) の元本金額の支払については、同一の通貨ペア (スワップ及び FX) の場合、差引計算された金額の支払により決済される。当該差引計算は、以下のそれぞれについて個別に行われる。

(i) 清算約定 (自己勘定)

(ii) (もし適用がある場合には) 下記(iii)で述べる SSM 支払金額に関するものを除く清算約定 (顧客勘定) (なお、清算約定 (顧客勘定) に関する

る当該金額の支払が、清算約定（自己勘定）に関して支払われるべき金額と差引計算されることはない。）

(iii) 清算約定（顧客勘定）と特定のスポンサー・セトルメント・メンバーのポジション口座に関する SSM 支払金額（もしあれば）（なお、異なるスポンサー・セトルメント・メンバー間で当該金額が差し引き計算されることはない。）

#### 14.2 RTGS システムによる決済<sup>125</sup>

全ての資金決済は RTGS システムを通じて行われる。RTGS システムの参加者ではない清算参加者は、資金決済のために RTGS システムの参加者である決済銀行に口座を維持しなければならない。RTGS システムの参加者である清算参加者は、OTC Clear の口座が開設されている決済銀行と RTGS システムを通じて、直接自己の口座から、又は RTGS システムの参加者に維持している口座から、決済を行うことができる。スポンサー・セトルメント・メンバーは OTC Clear の口座が開設されている決済銀行と RTGS システムを通じて直接決済を行わなければならない。OTC Clear は、自ら指定する決済銀行を清算参加者に通知する。

大口決済プロセスを通じて決済されなければいけない標準クロスカレンシー金利デリバティブ契約の当初交換金額及び最終交換金額並びにデリバラブル為替デリバティブ契約の元本金額の決済を除き、特定の決済通貨の決済について清算参加者と OTC Clear が同一の RTGS システムの参加者を決済銀行として指定している場合、及び特定の決済通貨についてスポンサー・セトルメント・メンバーが OTC Clear により決済銀行として指定された場合、当該資金決済は RTGS システムを通じて行われず、決済銀行における口座振替によって行われる。

RTGS システムを通じた決済は、RTGS システムの規則が定める時点において履行されたものとなり取消し不能となる。

RTGS システムでの支払が誰からなされたかにかかわらず、清算参加者は OTC Clear への当該支払の正確性を確保しなければならない。

#### 14.3 大口決済<sup>126</sup>

(1) 特定の清算参加者若しくはスポンサー・セトルメント・メンバー（該当する場合）のための通貨ペア（スワップ及び FX）に関する標準クロスカレンシー金利デリバティブ契約の当初交換金額又は最終交換金額並びにデリバラブル為替デリバティブ契約の元本金額の決済に関する金銭の支払について、通貨ペア（スワップ及び FX）の少なくとも一の通貨に関して、清算規則の取扱いに従って行う差引計算後の金額がゼロより大きい場合、当該通貨ペア（スワップ及び FX）に関して、大口決済プロセスにより決済される。RTGS システムの会員ではない清算参加者の場合、現金決済のため、RTGS システムの会員において口座を維持しなければならない。清算参加者が RTGS システムの会員である場合、大口決済プロセスにより直接決済しなければならない。スポンサー・セトルメント・メンバーは、大口決済プロセスを通じて直接決済しなければならない。

- (2) 同一の支払期日において、通常、米ドルと香港ドルの通貨ペア（スワップ及び FX）の大口決済プロセス及び米ドルとオフショア人民元の通貨ペア（スワップ及び FX）の大口決済プロセスは、清算規則の取扱いで定めた日時をもって開始する。開始日時は、RTGS システムの関連する運用規則に定めるところに従って変更されることがある。
- (3) 元本交換決済期限 (Notional Exchange Settlement Cutoff Time) までに完了しなかった大口決済プロセスは、RTGS システムの関連する運用規則に従って取り消される。
- (4) 米ドルとオフショア人民元の通貨ペア（スワップ及び FX）の大口決済プロセスは、米ドルと香港ドルの通貨ペア（スワップ及び FX）の大口決済プロセスの完了又は取消し後に開始され、いずれの場合にも、清算規則の取扱いで定めた日時より前に開始されることはない。
- (5) OTC Clear が清算規則の取扱いに定める Notional Exchange Failure Handling Procedures に基づき<sup>127</sup>、OTC Clear の決定する方法により何らかの金額の支払の決済を継続することを決定した場合、RTGS システムの会員である清算参加者は、RTGS システムを介し、OTC Clear が指定する決済銀行との間で直接決済しなければならず、スponサー・セトルメント・メンバは、RTGS システムを介し、OTC Clear が指定する決済銀行との間で直接決済しなければならない。
- (6) 清算参加者及びスponサー・セトルメント・メンバ（もしいれば）は OTC Clear に対し、HKICL 及び各決済機関 (Settlement Institution、以下同じ。) に大口決済プロセスの対象となる決済金額について決済の指図を行う権限を与える。RTGS システムの参加者である清算参加者は、HKICL 及び各決済機関に当該 OTC Clear からの指図に基づき口座からの送金又は入金を行うよう指示を行う。清算参加者が RTGS システムの参加者ではない場合、清算参加者及びスponサー・セトルメント・メンバ（もしいれば）は、自らが指定している RTGS システムの参加者をして HKICL 及び各決済機関に当該 OTC Clear からの指図に基づき口座からの送金又は入金を行うよう指示を行わせるものとする。各清算参加者及びスponサー・セトルメント・メンバ（もしいれば）は、清算規則の取扱いに定める事項に関し、OTC Clear が注意義務を果たして行ったすべての指図及び行為を承認及び確認することに同意する<sup>128</sup>。
- (7) 大口決済プロセスその他の OTC Clear が定める方法による決済は、RTGS システムの規則が定める時点において履行されたものとなり取消し不能となる。

#### 14.4 SSM 支払金額の決済

清算参加者の OTC Clear に対する SSM 支払金額の支払義務及び OTC Clear の清算参加者に対する SSM 支払金額の支払義務は、(i)（香港で設立されている清算参加者の場合）清算規則<sup>129</sup>の条件（上記 10A. 6 及び 10A. 7 において要約される。）又は (ii)（香港以外の特定の法域で設立されている清算参加者の場合）適用される SSM 三者契約の条件に従って消滅、減少し又は解消されるものとする。

## パート D：リスク管理

### 15 証拠金

自らの名義で登録された清算約定を有する各清算参加者は、OTC Clear の求めに従って、清算規則及び清算規則の取扱いが定める金額、形式及び頻度にて、証拠金に関する担保を支払い又は提供しなければならない<sup>130</sup>。

- 15.1 OTC Clear は、清算規則の定めに従い、証拠金の義務を清算参加者に設定する。清算参加者は当該義務に基づく負担額を顧客に求めるか、各顧客とのクライアント・クリアリング契約に基づき異なる（より厳格な）証拠金の義務を顧客に設定することができる。
- 15.2 OTC Clear による清算及び特定のポジション口座への登録を目的として原取引を受け入れる前提条件として、清算参加者は関連の対応する担保口座において、当初証拠金の義務を履行するために十分な担保を確保しなければならない。
- 15.3 各 OTC Clear 清算日に、OTC Clear は当初証拠金、変動証拠金、定期日中変動証拠金及び特別日中変動証拠金を算出し、必要に応じてこれらを要求する<sup>131</sup>。
- 15.4 また、OTC Clear は裁量に基づき、追加証拠金を清算参加者に賦課することができる。当該追加証拠金には、OTC Clear 営業日以外の日における潜在的な市場の変動をカバーするための証拠金及び元本交換の不履行に関する OTC Clear に対する債務を担保する目的による証拠金が含まれるが、これに限らない<sup>132</sup>。
- 15.5 清算規則の取扱いに定める最も遅い時点以前に、清算参加者は証拠金の義務を履行しなければならない<sup>133</sup>。顧客は十分な担保の資産を清算参加者に拠出するか、関連の担保口座において対応する顧客ポジション口座に関する証拠金コールに応じるために十分な担保が確実に拠出されるような代替の措置を講じなければならない。

### 16 担保

- 16.1 OTC Clear は、現金及び現金以外の資産の担保を受け入れる。当初証拠金の義務を履行するために拠出される担保は以下のいずれかによる方法で拠出されなければならない。

- (1) 適格通貨建ての現金の支払
- (2) 清算規則の取扱いに基づく現金以外の資産の引渡し<sup>134</sup>

- 16.2 清算参加者が証拠金の義務を履行する目的で拠出する現金の形式の担保は、直接 OTC Clear に譲渡される<sup>135</sup>。

なお、OTC Clear は、当初証拠金、清算参加者が現金の形式で拠出した定期日中変動証拠金、特別日中変動証拠金又は追加証拠金を、保守的な方針の下で投資することができる。かかる投資行為に由来する投資損益は、OTC Clear のみに帰属する。証拠金を現金にて再び拠出する OTC Clear の義務は、投資のパフォーマンスによって影響を受けない。OTC Clear は、現金の形式により拠出され、各 OTC Clear 清算日の終了時点で各清算参加者の担保口座の証拠金残高を構成する当初証拠金、定期日中変動証拠金、特別日中変動証拠金又は追加証拠金に関して、月次ベースで、各清算参加者に利息を支払うか又は各清算参加者に利息を課す。各清算参加者に支払う利息は、OTC Clear が日次で、当該日の各担保口座の証拠金残高を構成する関連の適格通貨の現金

残高から取扱手数料を控除したうえで、各適格通貨について関連する翌日物銀行間ベンチマーク金利を乗じて計算する。適格通貨について関連する翌日物銀行間ベンチマーク金利が負である場合、当該適格通貨建ての証拠金残高部分について、各清算参加者に利息が課される<sup>136</sup>。清算参加者はかかる利息を顧客に還元するか若しくは転嫁するか、又は各顧客とのクライアント・クリアリング契約に基づき上記とは異なる取り決めを締結することができる。

- 16.3 OTC Clear は当初証拠金の義務を履行する目的に限って、現金以外の資産の担保を受け入れる。営業時間終了時の変動証拠金の義務は、約定通貨による現金によって履行されなければならない。日中変動証拠金の義務は、適格通貨建ての現金（定期的な日中コールの場合）又は関連の約定通貨による現金（特別な日中コールの場合）によって履行されなければならない。清算参加者は当該義務に基づく負担額を顧客に求めるか、各顧客とのクライアント・クリアリング契約に基づき異なる義務を適用することができる。
- 16.4 清算参加者が証拠金の義務を履行する目的で拠出した現金以外の担保は、約定担保権によって OTC Clear に提供される<sup>137</sup>。清算参加者は、清算約定及び関連する担保を自らの自己口座と顧客口座の間で適切に分別管理する必要がある<sup>138</sup>。清算参加者は、自己担保口座及び顧客担保口座に関して OTC Clear に提供した担保の正確な種類及び金額を明確に特定しなければならず、また、清算参加者の顧客ポジション口座において保有される担保は、当該清算参加者のその他の顧客ポジション口座又は自己ポジション口座に関する支払又は引渡しの要請を満たすために充当できないものとする。
- 16.5 各清算参加者は、OTC Clear に拠出された現金以外の担保に関する損益のリスクを負う。OTC Clear は、かかる現金以外の担保に関連して負担した保護預かり手数料、事務コスト又は信用枠に対するコミットメント手数料を控除した上で、現金以外の担保に関して受領した収入を清算参加者に分配する<sup>139</sup>。清算参加者は各顧客とのクライアント・クリアリング契約に基づき、顧客と異なる取り決めを締結することができる。
- 16.6 OTC Clear が受け入れる現金以外の担保の種類は、清算規則の取扱いに規定される<sup>140</sup>。当該資産の種類に適用される担保ヘアカットは、香港証券取引所ウェブサイトに公表され、隨時更新される<sup>141</sup>。清算参加者は各顧客とのクライアント・クリアリング契約に基づき、顧客に異なる要件を適用することができる。
- 16.7 OTC Clear は、受け入れ可能な担保の種類を制限又は追加することができる。OTC Clear は清算通知の形態で清算参加者に通知する。清算機関又は単一の清算参加者において担保が特定の資産の種類、証券の種類、債務者等に過度に集中しないように、OTC Clear は担保の特定の種類の合計価値に制限を課すこと、清算参加者に現金又は他の種類の担保の拠出を求めることがある<sup>142</sup>。
- 16.8 全ての担保は、該当する担保ヘアカットを考慮の上で、その時点の市場のデータ及び価格提示又は関連の資産の同一の発行体若しくはその関係会社が発行する代替商品の価格パフォーマンスを用いて、少なくとも 1 日 1 回は再評価される。市場の変動による当該担保の価値への影響若しくは該当する担保ヘアカットの変更又は誤方向リスクへの懸念により、証拠金残高が減少した場合、清算参加者は追加の担保を OTC Clear に譲渡するよう求められる場合がある<sup>143</sup>。

## 17 ポジション制限

各清算参加者は、自己ポジション口座に関する制限及び各顧客ポジション口座に関する制限を設定しなければならない<sup>144</sup>。各ポジション口座に関して、OTC Clear は常時及びその都度、

制約のない裁量に基づき、当該ポジション制限を上書き、修正又は撤回すること又は追加的にリスクの制限若しくは元本交換リスク制限を設定することができる。

## パートE：清算参加者のデフォルト

### 18 清算参加者のデフォルト

#### 18.1 デフォルト事由

一又は複数の清算参加者に関してデフォルト事由が発生し、かつ継続している場合、OTC Clear がデフォルト事由に関するデフォルト通知を発したときには、デフォルト管理プロセスが開始される<sup>145</sup>。ただし、デフォルト管理プロセスの代替手段として、OTC Clear は、清算参加者に懲戒措置を講じることができる。懲戒措置が要求される状況及び懲戒手続の手順は、清算規則において定められる<sup>146</sup>。懲戒委員会は、懲戒手続の結果として、罰金を科すこと若しくは警告を発すること、清算参加者を私的若しくは公的に非難すること、修正若しくは改善の措置を求めること又は清算参加者の会員権を停止若しくは終了することができる。OTC Clear が当初、懲戒手続の開始を選択したとしても、なお OTC Clear は清算参加者に対してデフォルト事由を宣言しデフォルト通知を発する権利を保有する。

- (1) デフォルト事由は以下を含むが、これらに限らない<sup>147</sup>。
  - (i) 清算参加者が清算関連文書に基づいて期限の到来した金額の支払又は引渡しを履行しないこと。
  - (ii) 清算参加者が規制資本要件を順守しないこと。
  - (iii) 清算参加者が重大な虚偽表示又は遺漏を行なうか、OTC Clear、OTC Clear の監督者である認定取引所又はそれぞれの従業員に誤解を生じさせること若しくは誤解を生じさせようと試みること。
  - (iv) OTC Clear が求める措置を所要期間内に清算参加者が講じないこと。
  - (v) 香港証券取引所（又はその関係会社）が運営する清算システム又は決済システムの参加者又は会員である清算参加者について、香港証券取引所（又はその関係会社）が運営する清算システムの清算機関又は決済システムの運営者に対して負ういかなる義務を履行しないこと、参加資格若しくは会員権の規則若しくは条件の違反又は当該システムによるデフォルトの宣言、当該システムの参加資格若しくは会員権の停止若しくは除籍。
  - (vi) 清算参加者について、負債（Indebtedness）に係る契約又は証券に基づく債務不履行その他類似の状況又は事由の発生。
  - (vii) 清算参加者を管轄する規制当局の規則若しくは規制に違反すること又は規制当局による清算参加者の認可、許諾若しくは承認の停止若しくは撤回。
  - (viii) 清算参加者に関して倒産事由が発生すること。

#### 18.2 デフォルト通知

清算参加者（なお、スポンサー・セトルメント・メンバーがかかる支払を履行した場合を除く。）が清算関連文書に基づいて期限の到来した金額の支払若しくは引渡し

を履行しない場合、管轄の規制当局の規則若しくは規制に違反した場合若しくは規制当局により認可を停止若しくは撤回された場合、又は清算参加者に倒産事由が発生した場合、OTC Clear は、自らの権利に基づいて、関連の規定に基づきデフォルト事由が発生したかどうかを決定し、デフォルト通知を発することができる。その他の全ての状況又は事由の場合には、OTC Clear はデフォルト事由を宣言し、デフォルト通知を発する前にリスク管理委員会と協議するよう努める<sup>148</sup>。

#### 18.3 デフォルト通知後に OTC Clear が行う措置

デフォルト事由が宣言され、デフォルト通知が交付された場合（又は自動的早期終了事由の発生に伴い）、OTC Clear は、破綻清算参加者の清算約定に基づく又はこれに関する権利、義務及び債務を解消するために最善の措置を講じ、OTC Clear にとっての損失又は潜在的な損失を最小化し、OTC Clear がかかるデフォルトの結果として被った損失を相殺するために担保（現金及び現金以外の担保）を充当し、破綻清算参加者の自己口座及び各顧客口座それぞれについて、破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき、又は OTC Clear が破綻清算参加者に支払うべきネットの合計額（破綻清算参加者の各顧客に関するクライアント・エンタitlementを含む。）を決定する<sup>149</sup>。

#### 18.4 スポンサー・セトルメント・メンバーに関わるデフォルト

- (1) スポンサー・セトルメント・メンバーが、OTC Clear に対して SSM 支払金額と同額（かつ同通貨）の金額を支払わなかつたことによって、当該清算参加者について潜在的デフォルト事由が発生した場合（以下「SSM 支払不履行事由」という。）は下記の通りとする。
  - (i) 当該スポンサー・セトルメント・メンバーが倒産しておらず、倒産する見込みもなく、当該清算参加者に関して、（SSM 支払不履行事由を除いて）デフォルト事由が発生していないか発生する見込みがないと OTC Clear が判断した場合、OTC Clear は単独の裁量で、清算参加者に関してデフォルト通知を 5 OTC Clear 営業日までの期間（以下「SSM 支払不履行猶予期間」という。）送らないことを決定できる。ただし、OTC Clear は清算参加者に対し、支払期限が到来したが未払いである SSM 支払金額に係る遅延利息、並びに当該支払不履行に起因して、SSM 支払不履行猶予期間において OTC Clear が負担したいかなる費用及び手数料を請求できる。
  - (ii) 清算参加者と顧客との間の当該クライアント・クリアリング契約について早期終了日（その他表現の一切にかかわらない。）が発生し、清算約定の移転が清算規則の下で実施され、SSM 支払不履行事由が継続している場合、OTC Clear は単独の裁量で、クライアント・クリアリング契約の終了の日から 5 OTC Clear 営業日までの期間（以下「早期終了猶

予期間」という。)、清算参加者に関してデフォルト通知を送らないことを決定できる。ただし、SSM 支払不履行猶予期間（もしあれば）と早期終了猶予期間の合計は 5 OTC Clear 営業日を超えない。

(iii) OTC Clear が、SSM 支払不履行猶予期間が満了し、SSM 不履行事由が続いていると判断した場合、そのような不履行は当該清算参加者との関係でデフォルト事由となるものとする。

(2) スポンサー・セトルメント・メンバーである一又は複数の顧客を有する清算参加者について潜在的デフォルト事由が発生し、又は発生する見込みがあるが、当該スポンサー・セトルメント・メンバーが倒産しておらず倒産する見込みもないと OTC Clear が判断した場合、OTC Clear は当該清算参加者との関係でデフォルト通知を送ることができ、デフォルト管理プロセスが適用される。ただし、スポンサー・セトルメント・メンバーが OTC Clear に支払うべき SSM 支払金額と同額（かつ同通貨）の金額を OTC Clear に対して支払っている限り（デフォルト管理プロセスに従った当該清算約定のいかなる移管や終了に先立って）OTC Clear は、OTC Clear が清算参加者に支払うべき SSM 支払金額と同額（かつ同通貨）の金額をスポンサー・セトルメント・メンバーに支払い続けることができる。

## 19 デフォルト管理プロセス

### 19.1 デフォルト管理プロセス

上記 18.3 に記載したデフォルト管理プロセスには、とりわけ以下が含まれる<sup>150</sup>。

- (1) OTC Clear 及び清算参加者の代表から構成されるデフォルト管理グループを招集すること。
- (2) 破綻清算参加者の顧客の清算約定及び担保の移管に取り組むこと。当該移管のため、顧客は以下の手続を完了している必要がある。ただし、選任された代替清算参加者自身はデフォルト事由発生の対象ではないこと、また、関連の証拠金及び与信の審査に通過することを条件とする<sup>151</sup>。
  - (i) OTC Clear が破綻清算参加者に関するデフォルト事由を宣言する前に代替清算参加者を選任していること。
  - (ii) 関連のデフォルト事由が宣言された日の直後の OTC Clear 清算日にいて、清算規則の取扱いに定める時刻までに、完成した移管指図を OTC Clear に提出していること<sup>152</sup>。
  - (iii) 関連の顧客口座に登録された全ての清算約定及び担保を受け入れることについて、選任した代替清算参加者から同意を得ていること。

- (3) 自己ポジション口座及び非移管顧客の顧客ポジション口座を対象とする入札ポートフォリオを構築すること。
- (4) デフォルト管理グループが策定したヘッジ戦略に従いヘッジ取引を締結すること。
- (5) 清算規則に記載の入札プロセスを完了すること<sup>153</sup>。
- (6) 入札において関連する入札ポートフォリオに含まれる全ての入札ポジションの処理が完了しなかった場合、追加の入札を実施することができる。実施された入札が完了せず、追加の入札によっても一又は複数の入札ポートフォリオに含まれる全ての入札ポジションの処理が完了しないと OTC Clear が合理的に考える場合、OTC Clear は SFC と協議の上で清算規則に定める約定終了のプロセスを開始することができる。当該プロセスは以下が含まれる<sup>154</sup>。
  - (i) OTC Clear は終了される清算約定（即ち、特定清算約定）を決定し、関連の清算参加者に通知する。OTC Clear は当該特定清算約定に関する清算約定終了事由を宣言する。
  - (ii) 終了される清算約定の決定に際して、OTC Clear は以下のいずれかを選択することができる。
    - (a) 破綻清算参加者の入札不履行ポジションに関する OTC Clear のエクスボージャーをヘッジする目的で、OTC Clear と非破綻清算参加者との間で締結された清算約定、及び破綻清算参加者に関する入札不履行ポジションと同一条件で反対方向の OTC Clear と非破綻清算参加者との間の清算約定
    - (b) 破綻清算参加者の入札不履行ポジションに関する OTC Clear のエクスボージャーをヘッジする目的で、OTC Clear と非破綻清算参加者との間で締結された清算約定、及び破綻清算参加者に関する入札不履行ポジションと同一であるか又は同一条件で反対方向の清算約定であるかを問わず、清算規則<sup>155</sup>に記載される清算約定と同一の取引カテゴリーに属する全ての清算約定
    - (c) 取引カテゴリーを問わず、OTC Clear に登録された全ての清算約定

特定清算約定は、清算規則の取扱いに基づき決定される、清算約定終了事由の最終決済サイクル決定期日に終了する<sup>156</sup>。清算約定終了事由の最終決済サイクル決定期日において、各特定清算約定に関する OTC Clear 及び関連する非破綻清算参加者の全ての義務は存在しないものとし、OTC Clear 又は関連する非破綻清算参加者（場合に応じて）の両者間の当該特定清算約定に関するネットの合計額（以下それぞれを「清算約定終了ネット支払額」という。）を支払う義務に取って代わるものとする。OTC Clear が非破綻清算参加者に支払うべき清算約定終了ネット支払額は、OTC Clear による損失配分の手続によって、清算規則に従って支払われる清算約定終了損失の一部を構成する（以下 19.2 及び 19.3 において記載される。）<sup>157</sup>。

当該デフォルト管理プロセス開始事由に関する全ての入札ポートフォリオに関する入札の完了又は清算約定終了事由の発生（場合に応じて）に伴い、OTC Clear は 19.2 及び 19.3 に定める損失配分の手続を履行するものとする<sup>158</sup>。

## 19.2 金利及び為替補償資源の充当（自己ポジション口座）

OTC Clear はまず、デフォルト管理プロセス開始事由の結果として自らが被った一般損失及び当該破綻清算参加者の自己ポジション口座において登録される清算約定に関する当該破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき未払金額を決定した上で、以下の資源を以下の順番で充当することによって一般損失及び未払金額を削減又は負担する。

- (1) 第 1 に、次の金額の合計
  - (i) 当該デフォルト管理プロセス開始事由の結果として構築された一又は複数の自己入札ポートフォリオに関して OTC Clear が受領した全ての入札支払額（もしあれば）
  - (ii) 当該破綻清算参加者の自己ポジション口座に登録された清算約定に関する OTC Clear が当該破綻清算参加者に支払うべき未払金額
  - (iii) 自己入札ポートフォリオを構成する入札約定又は入札不履行ポジションに関する未決済変動証拠金額（当該未決済変動証拠金額が OTC Clear から関連する破綻清算参加者に支払われる範囲において）（もしあれば）
  - (iv) 自己担保口座に記録された証拠金残高、自己担保口座に記録された現金以外の担保に関する収入及び償還代り金並びに破綻清算参加者によって支払又は引出しが行われていない当該現金以外の担保の処分代り金
  - (v) 清算約定終了事由の結果として非破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき清算約定終了ネット支払額
- (2) 第 2 に、破綻清算参加者の金利及び為替拠出金残高<sup>159</sup>
- (3) 第 3 に、OTC Clear 第一次拠出金
- (4) 第 4 に、各非破綻清算参加者の清算参加者基金拠出額に関する金利及び為替拠出金残高の合計価値<sup>160</sup>
- (5) 第 5 に、OTC Clear 第二次拠出金
- (6) 第 6 に、各非破綻清算参加者の清算参加者基金未拠出額に関する金利及び為替拠出金残高の合計価値<sup>161</sup>

### 19.3 金利及び為替補償資源の充当（顧客ポジション口座）

当該破綻清算参加者の顧客ポジション口座に登録される清算約定に関する当該破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき未払金額が存在する範囲において、OTC Clear は以下の資源を以下の順番で充当することによって当該未払金額を削減又は負担するものとする。

- (1) 第 1 に、次の金額の合計
  - (i) 当該顧客ポジション口座に関連する当該デフォルト管理プロセス開始事由の結果として構築された一又は複数の顧客入札ポートフォリオに関して OTC Clear が受領した全ての入札支払額（もしあれば）
  - (ii) 当該顧客ポジション口座に登録された清算約定に関する OTC Clear が当該破綻清算参加者に支払うべき未払金額

- (iii) 当該顧客ポジション口座に登録された清算約定に関する顧客入札ポートフォリオを構成する入札約定又は入札不履行ポジションに関する未決済変動証拠金金額（当該ネットの金額が OTC Clear から関連の破綻清算参加者に支払われる範囲において）（もしあれば）
- (iv) 当該顧客ポジション口座に帰属する顧客担保口座に記録された証拠金残高
- (v) 当該顧客ポジション口座に帰属する顧客担保口座に記録された現金以外の担保に関する収入及び償還代り金並びに破綻清算参加者によって支払又は引出しが行われていない当該現金以外の担保の処分代り金
- (vi) 当該顧客ポジション口座に登録された清算約定に関する清算約定終了事由の結果として非破綻清算参加者が OTC Clear に支払うべき清算約定終了ネット支払額

- (2) 第 2 に、破綻清算参加者の金利及び為替拠出金残高<sup>162</sup>
- (3) 第 3 に、OTC Clear 第一次拠出金
- (4) 第 4 に、各非破綻清算参加者の清算参加者基金拠出額に関する金利及び為替拠出金残高の合計価値<sup>163</sup>
- (5) 第 5 に、OTC Clear 第二次拠出金
- (6) 第 6 に、各非破綻清算参加者の清算参加者基金未拠出額に関する金利及び為替拠出金残高の合計価値<sup>164</sup>

#### 19.4 総利用可能資金源

19.2 及び 19.3 に記載された資源の価値の合計は、OTC Clear が受領した任意的資金提供金額又はポジション口座に関して算出された通貨の支払調整額と合わせて、関連のデフォルト管理プロセス開始事由に起因する金利及び為替損失に充当可能な唯一の資金源とする<sup>165</sup>。OTC Clear は、破綻清算参加者に関するデフォルト管理プロセス開始事由の発生の結果として開始されたデフォルト管理プロセスの期間において金利及び為替損失を支払うために、あらゆる方法又は順番によって（疑義を避けるために付言すると、上記 19.2 及び 19.3 に記載の順番とは異なる順番を含む。）、その資源を充当する権利を有する。

清算参加者は、清算規則が定める期限までに、清算参加者基金拠出額と同額の担保を OTC Clear に拠出しなければならない。また、デフォルト管理プロセス開始事由が発生した後、(i) 全ての清算参加者の金利及び為替拠出金残高が一定の閾値に達しない若しくは達しないと予測されると OTC Clear が判断した場合、又は、(ii) 金利及び為替補償基金を構成する金銭若しくは換価可能な資産の全てが充当された若しくは充当されると予測されると OTC Clear が判断した場合、OTC Clear は各非破綻清算参加者に対してその者の清算参加者基金未拠出額を拠出するよう求めることを内容とする金利及び為替特別清算料の要請を行うことができる。OTC Clear は金利及び為替特別清算料の要請を複数回行うことができる。

#### 20 デフォルト時の移管

##### 20.1 移管プロセス

清算規則に定める条件（概要は上記 19.1(2) 参照）が充足された場合、OTC Clear は、以下のプロセスによって、関連する破綻清算参加者の顧客の清算約定及び担保を関連の代替清算参加者に移管する<sup>166</sup>。

- (1) 関連の事由発生約定を市場価格にて終了及び清算し、当該事由発生約定と同一条件の清算約定を関連の代替清算参加者と締結する。
- (2) 現金の担保に関しては、関連の顧客担保口座の証拠金残高を関連の代替清算参加者に直接譲渡する。
- (3) 約定担保権によって提供された現金以外の担保に関しては、
  - (i) 破綻清算参加者が保有する OTC Clear に対する受戻権を関連の代替清算参加者に譲渡することによって、当該受戻権が関連の代替清算参加者と OTC Clear との間の担保証書に基づき OTC Clear に対して付与された約定担保権の対象となるようにし、かつ
  - (ii) 当該現金以外の担保を破綻清算参加者と OTC Clear の間の担保証書に基づき OTC Clear に対して付与された約定担保権から解除し、その結果、代替清算参加者が当該現金以外の担保を付与された受戻権に基づき償還する資格を有するようにする。
- (4) 破綻清算参加者は自らの名義で登録された事由発生約定の移管に異議を唱える権利又は資格を放棄することに合意する。加えて、破綻清算参加者及び関連の代替清算参加者は、(i) OTC Clear 及び顧客と協同し、(ii) 各事由発生約定の清算及び関連の代替清算参加者との関連の事由発生約定と同一の条件での新しい清算約定の再構築並びに当該事由発生約定に関連する担保の関連する移動を含む、かかる移管のプロセスを推進するものとする。
- (5) 破綻清算参加者、関連の代替清算参加者及び顧客の間では、当該清算約定のネットの現在価値の変化のみを理由に金銭の支払は生じないものとする。
- (6) 関連の代替清算参加者に対する事由発生約定の移管が成功した場合、顧客の選択により、当該事由発生約定に係る対応顧客取引を破綻清算参加者との間で終了し、関連の代替清算参加者を相手に再構築、譲渡又はノベートすることができる。

## 20.2 移管の不実施

顧客は以下に留意する必要がある<sup>167</sup>。

- (1) 代替清算参加者が選任されていない場合（又は包括的なネット・ベースの分別を選択した顧客の場合には、当該クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座を共有する全ての顧客が同一の代替清算参加者を選任していない場合、又は当該代替清算参加者が当該クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座を共有する全ての顧客の移管を受け入れない場合）、当該清算参加者の破綻清算参加者としての認定に伴い、当該清算参加者の名義で登録された事由発生約定は移管されない。
- (2) 顧客ポジション口座において破綻清算参加者の名義で登録された全ての事由発生約定に関して代替清算参加者が選任されている場合でも、当該事由発生約定の移管が成功するかどうかは、関連の代替清算参加者が全ての当該事由発生約定の移管を受け入れるかどうかに依存し、また、包括的なネット・ベースの分別を選択した顧客の場合には、当該クライアント・クリアリ

ングカテゴリー2 ポジション口座を共有する全ての顧客が同一の代替清算参加者を選任したかどうか、又は当該代替清算参加者が当該クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座を共有する全ての顧客の移管を受け入れるかどうかに依存する。

- (3) OTC Clear は、関連の代替清算参加者への事由発生約定の移管の試みが、何らかの理由により当該デフォルト管理プロセス開始事由発生後（清算規則が定める）一定の期間内に完了しない場合、その試みが不調に終わったとみなすことができる。
- (4) 当該デフォルト管理プロセス開始事由発生後（清算規則が定める）一定の期間内に満期を迎える予定の事由発生約定は、移管されない。当該清算約定に関して期限が到来した支払は未払金額として取り扱われ、（当該金額が破綻清算参加者から OTC Clear に対して支払われるべきである限りにおいては）関連の顧客担保口座の証拠金残高と相殺されるか、（当該金額が OTC Clear から破綻清算参加者に対して支払われるべきである限りにおいては）クライアント・エンタイトルメントの一部として関連の顧客に返還される当該顧客ポジション口座の清算約定について算出される取引価値の総額の一部として考慮される。

破綻清算参加者の名義で登録された事由発生約定が移管されない結果、他の対象者の顧客が直接的又は間接的に被った損害に関して、OTC Clear は、契約、不法行為、名誉棄損、衡平法その他に基づくか否かにかかわらず、責任（民事責任を含むがこれに限らない。）を負わない。

## 21 ヘッジ

移管が完了しなかった事由発生約定は入札ブックの一部を構成し、デフォルト管理グループは OTC Clear のために、合理的に実行可能な範囲において、関連のデフォルト管理プロセス開始事由の発生の結果生じるリスク又は経済的エクスposureを軽減するために、当該入札約定についてヘッジを実行する。全てのヘッジは、OTC Clear が自らの口座において実行する。ヘッジに関して、OTC Clear とヘッジ提供者としての非破綻清算参加者との間で締結された入札ポートフォリオの一部を構成するための取引は、清算約定として登録されるものとする。入札プロセスの完了に伴い、OTC Clear は、自らと落札者との間の、同一のデフォルト管理プロセス開始事由の一部として従前に登録された関連のヘッジ取引と同一条件で反対方向の清算約定を成立させ登録するものとする。ヘッジ取引を締結する結果として生じる損失又はコストは、関連の入札ポートフォリオに関連する入札損失の一部として割り当てられるものとする。

## 22 入札

上記の移管及びヘッジのプロセスの完了に伴い、OTC Clear はデフォルト管理グループと協議の上で、破綻清算参加者の名義で登録された全ての清算約定に関して一又は複数の入札ポートフォリオを構築する。これには、破綻清算参加者の非移管顧客の顧客ポジション口座に登録された清算約定が含まれるが、移管が完了したか満期が到来した事由発生約定は除かれる。

### 22.1 入札ポートフォリオ

- (1) 入札のプロセスでは、OTC Clearとの間で、清算約定を当該清算約定と同一の経済条件で締結する代替の清算参加者を特定する。入札のプロセスは、デフォルト管理プロセス開始事由の発生後にOTC Clearがリスク中立性を維持すること及びOTC Clearによる当該清算約定の終了価値の決定に資することを目的とする。
- (2) OTC Clear及びデフォルト管理グループは、市場価格として適正かつ合理的な価格で落札する可能性を最大化する目的で、同様のリスク特性を有する入札ポジションから構成される入札ポートフォリオを構築する際に、裁量を行使する。
- (3) 非移管顧客の清算約定及び担保の分別管理状態を維持するために、非移管顧客の清算約定と破綻清算参加者の自己ポジション口座に登録された清算約定を分けて入札が実行される。

## 22.2 清算参加者デフォルト事由発生後のネット金額の計算

デフォルト管理プロセス開始事由の発生の結果として構築された全ての入札ポートフォリオに関する入札が完了した後、OTC Clearは、以下の方法により、破綻清算参加者の各ポジション口座に含まれる清算約定の取引価値の合計を決定する<sup>168</sup>。

以下を合算したものから、

- (1) ポジション口座に関連する入札支払額
- (2) 当該ポジション口座に含まれる全ての清算約定に関してOTC Clearが破綻清算参加者に支払うべき未払金額
- (3) 当該ポジション口座に関する未決済の変動証拠金(当該金額がOTC Clearから破綻清算参加者に支払われるべき範囲において)

以下を控除する。

- (4) 当該ポジション口座に関連する入札損失の合計
- (5) 当該ポジション口座に含まれる全ての清算約定に関して破綻清算参加者がOTC Clearに支払うべき未払金額

## 22.3 破綻清算参加者の各ポジション口座に含まれる清算約定の取引価値の合計は、関連の対応する担保口座に記録された全ての担保の価値(当該担保の処分後の金銭を含む。)と相殺され、ポジション口座ごとに単一のネットの合計額が算出されるものとする。ポジション口座と担保口座の組み合わせは、それぞれ別々に相殺されるものとする。顧客ポジション口座は、破綻清算参加者の他のポジション口座とは統合されないものとする<sup>169</sup>。これらの算出手法等はSF0を遵守している<sup>170</sup>。

## 22.4 非移管顧客の顧客口座に関して決定されたネットの合計額が正の数字の場合、かかる金額は非移管顧客に直接返還されるべきクライアント・エンタイトルメントの一部を構成するものとする<sup>171</sup>。

## 22.5 非移管顧客の顧客口座に関して決定されたネットの合計額が負の数字の場合、かかるネットの不足額は、破綻清算参加者の自己余剰額の金額によって比例配分で減額される。各非移管顧客不足額に適用される自己余剰額の金額は、破綻清算参加者の全ての非移管顧客の非移管顧客不足額の合計に対する各非移管顧客不足額の割合に応じて決定される<sup>172</sup>。

## 23 クライアント・エンタイトルメント

OTC Clear は清算規則に従い各非移管顧客に関するクライアント・エンタイトルメントを決定する<sup>173</sup>。

- 23.1 クライアント・クリアリングカテゴリー1 ポジション口座の各非移管顧客に関しては、クライアント・エンタイトルメントは清算規則に従い決定されたネットの合計額に関する非移管顧客余剰額と同額である<sup>174</sup>。
- 23.2 クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座の各非移管顧客に関しては、クライアント・エンタイトルメントはゼロと以下の合計のうち大きい方の金額である。
  - (1) 当該非移管顧客の事由発生約定に関する仮想の当初証拠金（当該非移管顧客についての当該当初証拠金は、当該非移管顧客の全ての事由発生約定が、当該非移管顧客に対してのみ割り当てられた単一の個別の仮想のポジションの口座に記録されることを想定し、当該ポートフォリオ全体として算出される。）を、当該クライアント・クリアリングカテゴリー2 ポジション口座の全ての非移管顧客の事由発生約定に関する仮想の当初証拠金（各個別の非移管顧客についての当該仮想の各当初証拠金は、各個別の非移管顧客の事由発生約定が、かかる個別の非移管顧客に対してのみ割り当てられた単一の個別の仮想のポジションの口座に記録されることを想定し、当該ポートフォリオ全体として算出される。）の合計で除した金額
  - (2) 当該顧客ポジション口座に関する非移管顧客余剰額<sup>175</sup>
- 23.3 OTC Clear は、清算規則に基づきクライアント・エンタイトルメントを決定する際に、破綻清算参加者が提供した情報に基づく自らの記録を利用する。また、制約のない裁量に基づき、かかる評価の実行時に合理的に考慮した要因を反映させるためにかかる記録を調整すること又は破綻清算参加者が要求した情報を提供するまでの間、クライアント・エンタイトルメントの引渡しを留保することができる。
- 23.4 クライアント・エンタイトルメントの算出後、OTC Clear は、顧客が関連の契約を OTC Clear と締結していた場合に享受するクライアント・エンタイトルメントと同額を支払う。ルールベース清算参加者については、OTC Clear は、クライアント・エンタイトルメントを顧客に対して直接支払うものとする<sup>176</sup>。ルールベース清算参加者でない清算参加者については、OTC Clear は、破綻清算参加者と当該顧客との間の担保譲渡証書の条件に基づき、クライアント・エンタイトルメントを顧客に対して直接支払うものとする<sup>177</sup>。

## パート F : 雜則

### 24 不可抗力事由及び違法事由

OTC Clear 取締役会（又は OTC Clear の最高経営責任者）が不可抗力事由又は違法事由が発生したと判断するに至る状況が存在する場合、OTC Clear は関連する宣言を行い、全ての清算参加者に通知する。かかる宣言に伴い、OTC Clear はとりわけ以下を行なう権利を有するものとする。

- 24.1 (1) 当該不可抗力事由又は違法事由に影響された清算約定、(2) 同一の原取引に基づき成立した当該清算約定と同一条件で反対方向の清算約定及び (3) OTC Clear の

リスク中立性を維持する目的に基づき当該清算約定に関連する他の清算約定について、緊急時クローズアウトを実行し、早期終了日を指定すること。

- 24.2 清算参加者に対して、影響を受けた当該清算約定の履行に関して指図に従うよう求めること。
- 24.3 影響を受けた清算約定と同一条件で反対方向の関連する清算約定に基づく清算参加者に対する支払義務を、影響を受けた清算参加者から関連の支払を受けるまでの間、停止すること。
- 24.4 デフォルト管理プロセスを開始すること。
- 24.5 金利及び為替清算サービスの全部又は一部を停止すること<sup>178</sup>。

## 25 瑕疵内包約定

### 25.1 登録後の非適格原取引に係る清算約定の終了

原取引の登録後、OTC Clear は、単独の裁量に基づき、以下のいずれかを確認した場合、当該原取引に対応する清算約定を合理的に実行可能な限り速やかに終了する。

- (1) デフォルト事由が発生した又は発生する可能性が高いという理由で当該原取引が却下されていたであろうこと。
- (2) 当該原取引が関連する適格性要件を充足しないこと。
- (3) 当該原取引がその名義で登録されるであろう清算参加者が証拠金の義務を履行していないこと。
- (4) 関連の清算参加者がクライアント・クリアリングサービスの提供について承認を受けていないこと、又はクライアント・クリアリングサービスの提供に関連して OTC Clear が規定する一若しくは複数の条件又は義務に違反したこと。
- (5) 当該原取引、清算約定、証拠金の支払、個人データ又は清算参加者が OTC Clear に提供するその他の情報の開示に対する OTC Clear の必要な同意が登録時刻時点で取り消されたこと。

当該瑕疵内包約定に関連して OTC Clear 又は清算参加者によりなされた支払は最終的なものとする。変動証拠金が最後に算出された時点から当該瑕疵内包約定が終了するまでの期間における当該瑕疵内包約定の価値の変動分は、金利及び為替清算システムの外部においてその名義で当該瑕疵内包約定が登録されている清算参加者の間で決済されるものとし、当該瑕疵内包約定に基づく当事者の義務は完全に解消されるものとする。OTC Clear は、原取引の登録及び関連する瑕疵内包約定のその後の終了の帰結に対して、どのような意味でもいかなる対象者に対して責任を負わないものとする<sup>179</sup>。

### 25.2 登録後の非適格原取引に係る清算約定の回避

OTC Clear は裁量に基づき、清算参加者に対する倒産手続の申立て後に登録によって受け入れられた原取引に対応する清算約定を回避することができる。

- (1) かかる裁量が行使された場合、当該清算約定は成立時点から無効だったものとされる。

- (2) かかる無効となった清算約定に関して OTC Clear が影響を受けた清算参加者に支払った金額は、かかる影響を受けた清算参加者から OTC Clear に金利を上乗せせずに返還されるものとする。
- (3) かかる無効となった清算約定に関して、証拠金残高の一部を構成しない時価評価の変動分の決済に関連して OTC Clear が支払った金額は、OTC Clear から影響を受けた清算参加者に金利を上乗せせずに返還される。ただし、かかる支払債務は、OTC Clear が清算約定の組合せのもう一方の約定に関して他の影響を受けた清算参加者から受領した金額に限定されるものとする。
- (4) かかる無効となった清算約定が影響を受けた清算参加者の顧客ポジション口座に登録されている場合、かかる支払は関連の影響を受けた清算参加者に、関連の影響を受けた清算参加者が債務不履行状態である場合には関連の顧客に、返還される（関連の顧客が OTC Clear との間で関連の契約（かかる金銭の関連の顧客に対する支払の法的有効性に起因する損失又は債務に関連する OTC Clear に対する免責を含むが、これらに限らない。）を締結していることを条件とする。）。
- (5) OTC Clear は、かかる関連の契約が適切に締結されるまでの間、支払を留保する権利を保持する<sup>180</sup>。

## 26 清算規則に対する変更

OTC Clear 取締役会は、清算規則（清算規則の取扱いを含む。）を修正、変更又は撤回する権限を有する。一部規則（会員の権利、マージン、破綻の手続、破綻の基金及びデフォルト管理のプロセスに関する規則）の修正、変更又は撤回には、リスク管理委員会との協議が求められる<sup>181</sup>。清算規則の修正案は、効力を発する前に、SFC に承認を求めて提出しなければならない<sup>182</sup>。修正案は、その意図及び投資コミュニティに対する影響を含む予想される影響についての説明を付して、SFC に提出される。清算規則に対する変更は、香港証券取引所ウェブサイト上に隨時公表することによって清算参加者に通知される。

## 27 本書に対する変更

本書に対する変更は、金融商品取引法によって当該変更が認可されない限り効力を発しないものとする。本書は清算規則の要約であり、清算規則に対して重要な変更が加えられない限り、変更されることは想定されていない。OTC Clear は、清算規則に対する変更を清算参加者の顧客に通知しないものとする。清算規則に対する変更によって本書が変更される場合には、OTC Clear は清算参加者がその顧客に対して当該変更について通知するよう求める。

## 付則

本書は、OTC Clear が、本清算業務に関し金融商品取引法第 156 条の 2 の免許を受けた日から適用する。

---

- 1 清算規則 101
- 2 清算規則 102 ないし 110
- 3 清算規則 1708
- 4 清算規則 1515(2)
- 5 清算規則の取扱いセクション 4.7
- 6 清算規則の取扱いセクション 3.11.2(i)
- 7 清算規則の取扱いセクション 3.11.2(i)
- 8 清算規則 814
- 9 清算規則 210
- 10 清算規則 1502
- 11 清算規則第 13 章、第 15 章及び第 19 章
- 12 清算規則 1515
- 13 清算規則の取扱いセクション 6.1.2
- 14 清算規則 1309
- 15 清算規則 1309A
- 16 清算規則 819
- 17 清算規則 902(2)
- 18 清算規則 902(3)
- 19 清算規則 817(3)
- 20 清算規則 1913A
- 21 清算規則 101
- 22 清算規則 1913A
- 23 清算規則 902(1)
- 24 清算規則 1306A(3)
- 25 清算規則 1303
- 26 清算規則 101
- 27 清算規則 101
- 28 清算規則の取扱い第 7 章
- 29 清算規則第 13 章、15 章又は 19 章
- 30 清算規則の取扱いセクション 3.2
- 31 清算規則 7A02、7A04 及び 7A05
- 32 清算規則 302
- 33 清算規則の取扱いセクション 6.1.1
- 34 清算規則 1503
- 35 清算規則の取扱いセクション 3.10
- 36 清算規則 1918B
- 37 清算規則 1918A
- 38 清算規則 210(1)、1303、1305、1320(1)、1321 又は 1322
- 39 清算規則 903
- 40 清算規則の取扱いセクション 7.5.1
- 41 清算規則の取扱いセクション 4.1(iii)(b)
- 42 清算規則の取扱いセクション 4.4.2
- 43 清算規則の取扱いのセクション 3.4 及び 4.6
- 44 清算規則 1605
- 45 清算規則 1601
- 46 清算規則 1601
- 47 清算規則 1301
- 48 清算規則の取扱いセクション 4.2
- 49 清算規則 1918A
- 50 清算規則の取扱いセクション 4.4.3

---

51 清算規則第 17 章  
52 清算規則第 19 章  
53 清算規則の取扱い第 5 章  
54 清算規則の取扱い第 5 章  
55 清算規則 1918A  
56 清算規則第 19 章  
57 清算規則 1516 及び 1541  
58 銀行条例 (Banking Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 155)  
59 証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 571) セクション 116  
60 清算規則 1708  
61 清算規則 1306A(3)  
62 清算規則 1306A(4)  
63 清算規則第 18 章  
64 清算規則 1206 及び 1207  
65 清算規則の取扱いセクション 4.6.1  
66 清算規則の取扱いセクション 4.6  
67 清算規則の取扱い第 5 章  
68 清算規則の取扱い第 5 章  
69 清算規則 825  
70 清算規則 825  
71 清算規則 1912  
72 清算規則の取扱いセクション 6.4 及び 清算規則 1511  
73 清算規則の取扱いセクション 6.4 及び 清算規則 1511  
74 清算規則の取扱いセクション 3.11.2(i)  
75 清算規則の取扱いセクション 3.11.1  
76 証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 571) セクション  
3(1)  
77 証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 571)  
78 清算規則 108  
79 清算規則 109  
80 清算規則 203 及び 205  
81 契約法 (第三者の契約法) (Laws of Hong Kong Cap. 623)  
82 清算規則パート II (第 3 章ないし 5 章) 及び 清算規則の取扱い第 2 章  
83 清算規則第 3 章及び 清算規則の取扱いセクション 2.1  
84 清算規則 502  
85 清算規則第 4 章及び 第 5 章並びに 清算規則の取扱いセクション 2.3 及び 2.4  
86 清算規則 401  
87 清算規則第 8 章  
88 清算規則第 5 章及び 清算規則の取扱いセクション 2.6  
89 清算規則第 6 章  
90 清算規則 602  
91 清算規則 603  
92 清算規則 607  
93 清算規則 1223  
94 清算規則 1301  
95 清算規則 1405  
96 清算規則 604  
97 清算規則 821(4)  
98 清算規則の取扱いセクション 3.4  
99 清算規則パート VI (第 22 章ないし 26 章)  
100 清算規則の取扱いセクション 3.4A  
101 清算規則の取扱いセクション 3.2  
102 清算規則の取扱いセクション 4.6  
103 清算規則の取扱いセクション 3.3

---

104	清算規則の取扱いセクション 4.7
105	証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 571) パート III
106	清算規則 821
107	清算規則 7A02
108	清算規則 7A01
109	清算規則 7A04
110	清算規則 7A05
111	清算規則 902
112	清算規則 1012 ないし 1015
113	清算規則 903
114	清算規則 823
115	清算規則 907
116	清算規則 830 及び清算規則の取扱いセクション 3.17.1
117	清算規則 831 及び清算規則の取扱いセクション 3.17.3
118	清算規則の取扱いセクション 3.18
119	清算規則の取扱いセクション 3.17
120	清算規則 830 及び 831
121	清算規則の取扱いセクション 3.17.1
122	清算規則の取扱いセクション 3.18
123	清算規則の取扱いセクション 3.11
124	清算規則の取扱いセクション 3.11
125	清算規則の取扱いセクション 3.11.1
126	清算規則の取扱いセクション 3.11.2
127	清算規則の取扱いセクション 3.19(ii)(a)
128	清算規則の取扱いセクション 3.11.2
129	清算規則 7A01
130	清算規則第 12 章及び清算規則の取扱い第 4 章
131	清算規則の取扱いセクション 4.2.1、4.3.1、4.4.2 及び 4.4.3
132	清算規則の取扱いセクション 4.5 及び清算規則 1002A
133	清算規則の取扱いセクション 4.7.2
134	清算規則の取扱いセクション 7.3
135	清算規則 1213 及び清算規則の取扱いセクション 7.2
136	清算規則の取扱い 7.6.1.1
137	清算規則 1213
138	清算規則 823
139	清算規則の取扱いセクション 7.6.2
140	清算規則の取扱いセクション 3.10
141	清算規則の取扱いセクション 7.5.1
142	清算規則 1214 及び清算規則の取扱いセクション 7.4
143	清算規則の取扱いセクション 7.5
144	清算規則 1222 及び清算規則の取扱いセクション 4.6.1
145	清算規則第 16 章及び清算規則 1301 ないし 1316
146	清算規則第 14 章
147	清算規則 1301
148	清算規則 1301
149	清算規則 1305
150	清算規則第 16 章
151	清算規則第 17 章及び清算規則の取扱いセクション 8.11
152	清算規則の取扱いセクション 8.11
153	清算規則第 19 章
154	清算規則 1918A
155	清算規則 1918A(i)(b)
156	清算規則 1918A 及び清算規則の取扱いセクション 10.5
157	清算規則 1515 及び 1516

---

158	清算規則 1516
159	清算規則 1548
160	清算規則 1517
161	清算規則 1517
162	清算規則 1548
163	清算規則 1517
164	清算規則 1517
165	清算規則 1542
166	清算規則 1703 及び 1704
167	清算規則 1706
168	清算規則 1307
169	清算規則 1306 及び 1306A ないし C
170	証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 571) のスケジュール 3、パート 5
171	清算規則 1309
172	清算規則 1306A
173	清算規則 1309
174	清算規則 1306A
175	清算規則 1309 (1A)
176	清算規則 1309 (3)
177	清算規則 1309 及び 1309A
178	清算規則 206 ないし 211
179	清算規則 814
180	清算規則 814A 及び 814B
181	清算規則 201
182	証券先物条令 (Securities and Futures Ordinance) (Laws of Hong Kong Cap. 571) セクション 41